

令和8年第1回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和8年3月9日 午前10時00分 開会  
午後 3時22分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番 福本善之	2番 木村公
3番 靄本義明	4番 速水一生
5番 西川善浩	6番 杉本訓規
7番 梨本洪珪	8番 吉村始
9番 奥本佳史	10番 谷原一安
11番 川村優子	12番 増田順弘
13番 藤井本浩	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	内蔵清
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教育部長	勝眞由美
上下水道部長	吉田和裕		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米田匡勝	書記	神橋秀幸
書記	関元瞳	書記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 8番 吉村始 9番 奥本佳史

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	2	木村 公	一問一答	給食費無償化について	市 長 教育長 担当部長
				学校のトイレについて	市 長 教育長 担当部長
				通学路について	市 長 担当部長
2	3	鶴本 義明	一問一答	がん検診について	担当部長
				認知症高齢者の見守り体制について	担当部長
3	10	谷原 一安	一問一答	住環境などを保護することを目的とした条例の制定を求める	市 長 担当部長
				旧社会教育センター跡地活用をめぐる奈良県と葛城市の連携はどうか	市 長 担当部長
				部活動の地域移行による保護者の費用負担はどうか	市 長 教育長 担当部長
4	4	速水 一生	一問一答	近鉄南大阪線尺土駅周辺の開発について	市 長 担当部長
				救急搬送受入病院への公共交通のあり方	担当部長
				葛城市総合計画の「安心・安全な生活環境の整備」について	担当部長
5	11	川村 優子	一問一答	市道の整備計画について	市 長 担当部長
6	1	福本 善之	一問一答	マイナンバーカード、保険証の保管方法と不具合による再発行について	市 長 担当部長
				フレイル予防について	市 長 担当部長
7	6	杉本 訓規	一問一答	葛城市の防災について	市 長 担当部長
				子ども達へのインフルエンザ予防接種助成について	市 長 担当部長
8	5	西川 善浩	一問一答	旧奈良県社会教育センター跡地含む葛城ICエリアのまちづくりについて	市 長 副市長 担当部長

9	9	奥本 佳史	一問一答	葛城市農業者健康管理休養センター (たいま温泉) の取り扱いについて	市 長 副市長 担当部長
				近鉄当麻寺駅周辺の歩行者安全対策について	市 長 副市長 教育長 担当部長
10	13	藤井本 浩	一問一答	公共施設における国旗掲揚について	市 長 教育長 担当部長
				J R大和新庄駅の駅舎を所有している 役割について	市 長 担当部長
				市の設置する施設に反対運動がある地 域への対応について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

**増田議長** ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回葛城市議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきを願います。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る2月26日の通告期限までに通告されたのは10名であります。質問者はペーパーレス会議システム等で配付している通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は10名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては、制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、2番、木村公議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、木村公議員。

**木村議員** 皆さん、おはようございます。木村公です。議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回は大きく3点についてお伺いします。1つ目は、給食費無償化について。2つ目は、学校のトイレについて。3つ目は、通学路についてです。

これよりは質問席にて行います。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** よろしく申し上げます。改めて、おはようございます。木村公です。

まず、質問に入る前に、皆様に一言お礼を申し上げます。議員にならしていただいてから、非常に細かいことをお願いしたり、こちょこちょしたこと、各課に行って、その都度丁寧に対応していただき、ありがとうございます。これからも毎日のように行きますので、どうぞよろしくお願いいたします。すいません。

それでは質問に入らせてもらいます。

まず1つ目、給食費無償化についてお伺いします。国から、全国の小学校の無償化については、去年ぐらいからですかね、話が出ており、保護者からも、葛城市も無償化になるのかと、私のところにも問合せ等が現在あるのですが、現在の葛城市の状況はどうなっていますか。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** おはようございます。教育部の勝眞です。どうぞよろしくお願いいたします。

学校給食の無償化につきましては、令和7年12月に文科省より、学校給食の抜本的な負担

軽減、いわゆる給食無償化についての通知がございました。保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として実施されるもので、対象は給食を実施する公立の小学校で、支援の基準額につきましては、児童1人当たり月額5,200円とされています。本市では、実質給食負担額については、小学校では月額6,200円となっております。国等から交付される基準額の差額、不足分につきましては、引き続き市が負担することで、本市におきましても、令和8年4月から小学校給食費の無償化を実施する予定としております。

以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** ありがとうございます。公立の小学校で実施される。また、国からは1人月額5,200円。今、葛城市では現在6,200円であると。その差額を葛城市で負担していただいているということも、また、保護者の方も知らない方もおるとお思いますので、今日、これ、しっかり言っていただいて、負担は負担でちゃんとしていただいていると。さらに、5,200円になっても差額の方を引き続き、無償化に当たってもしていただけると。ありがとうございます。

無償化についてなんですけども、先月の学校給食運営委員会でも委員から意見があって、その中に、ぜひとも中学校でも葛城市として無償化にできないのか。そういう意見も多数上がっていました。小学校の無償化を実施されるということなんですけども、他市で中学校も無償化が実施されるということも聞いていますけども、葛城市はどうされるのか。また、あと県内12市の状況はどうなってますか。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 中学校の給食費につきましては、令和8年度においては、国の物価高騰対応重点支援臨時交付金の一部を活用いたしまして、無償化とする予定をしております。また、県内12市の状況でございますが、令和8年度については、現在のところ、12市の全ての市において中学校の給食費の無償化を実施する予定であると聞いております。

以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** 皆さん非常に喜ぶと思うんです。中学校も、一番食べ盛りでお金のかかる時期になりますので、この間の委員会でも、中学校、みんな、頼むわ、頼むわとやっぱり言うたはりましたんで、もし、しっかりこれやっていただけるなら、ぜひとも続けてもらってと思ってます。

給食費の無償化は非常にありがたいんですけども、これ、メリット、デメリットありまして、給食の無償化には、メリットとしては、保護者の経済的負担の軽減や、給食費の集金や手間が大幅に軽減されます。デメリットとしては、一定の財源の確保が要するため、他の教育施策や施設の改善など、教育全体に対する投資が不足しないのかが心配されます。また、最近のSNSでも上がるように、給食の質、量の低下が懸念されます。また、無償化されることで給食に対する意識低下により、十分な感謝や責任感を持ってなくなり、食べ残しなど増える可能性が考えられます。

ここで質問いたします。給食費の無償化を実施しても、質、量を低下させることなく、安心・安全なおいしい給食を提供してもらえるのか、お聞きします。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 従来より、本市におきましては、給食原材料費について、保護者から徴収している給食負担金との差額分、不足する分については市が負担することにより給食費の値上げはせず、また、給食の質、量についても低下させることなく、安心・安全でおいしい給食を提供してまいりました。また、食育については、栄養教諭が各学校、幼稚園に出向いて学習を行うだけでなく、給食センターの見学の実施や調理風景の動画を作成することにより、給食が届くまでにどのような人たちが関わり、どのように作られているかをより身近に感じられるような取組を行っています。

保護者に対しましては、各学校、幼稚園での試食会において、栄養教諭が給食で摂取できる栄養のお話や、給食に使用している地場産物の説明を行い、理解を深めていただけるよう取り組んでいるところでございます。今後も引き続き、給食の質、量を低下させることなく、安心・安全で安定的な学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** これなんですけど、最近SNSでも度々、給食費の、おかずが一品で非常に小さい。これ、よう出てます。葛城市はしっかり負担していただいて、おいしい給食、私もこの間、試食させていただきましたけども、かなりおいしいです。うちの子どもに関しても、今回卒業なんですけども、最後の日まで給食あるというて非常に喜んでます。なぜかいうたら、給食おいしいからいうて。ほんで隣の子も、ちょっとやんちゃなんやけど、給食だけ食べに行くというんですよ。だからそれだけやっぱりおいしいんやなど。これをしっかり続けていただきたいんです。どうしても5,200円でできる範囲しかできないという自治体もあると思いますけど、葛城市としても、このまま非常においしい給食続けていただいて、ぜひともよろしくをお願いします。

それともう一つ、これ、お願いなんですけど、この間、教育長にもいろいろ言わせてもらったんですけど、酒かすカレーとか、この間、ちゃんこのことも聞いてます。それも、ぜひとも作り方、レシピなどお願いしたんですけど、ホームページなどで載せていただくなどして、非常においしかった。僕も見に行って、特にカレーで見に行かせてもうたんですけども、お代わりをすごい速さで皆していたんで、食べたくなるぐらいだったんで、ぜひともレシピも載せていただいて、それも教育のうちで、親と子どもが一緒に作るというのも非常に大事やと思いますので、またその辺も、ぜひともレシピ公開のほうよろしくをお願いします。

これ、無償化にさせていただけるのはありがたいんですけど、しっかりした財源の確保が必要やと思うんです。しっかりした財源の確保はできているのか、お答えください。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 小学校では、国、県より、給食費負担軽減交付金として一月当たり1人5,200円が交付されますが、令和7年度に小学校の保護者負担としていただいていた金額は、一月1人当たり3,900円でしたので、差額分の1人当たり一月1,300円分が、令和8年度において市の負担が軽減されることとなります。また、中学校については、小学校の市の負担軽減

分と国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、令和8年度については、給食費無償化を実施する予定としております。

以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** これは、市が負担していただいたら、浮くというのもおかしいんですけども、今までやっていただいていた分のことが残ってきた。負担が要らなくなる用の分で、その分と物価高騰のやつでしっかり財源は確保できているということなんですけども、これに関しては、令和8年度についてはということなんです。これもずっと、もし、あれやったら、続けていただきたいんですけども、ここで市長にお聞きします。給食費の無償化については今後継続されますか。お答えください。

**増田議長** 阿古市長。

**阿古市長** 学校給食の無償化については、今回、国のほうで、公立小学校について学校給食無償化に向けた対応について方針が示されましたが、国、県から給食費負担軽減交付金が交付されますが、実質給食負担額に対して不足する分については公費により負担をし、小学校については給食の無償化を実施する予定としております。今後につきましても、国の方針に基づき対応してまいりたいと考えております。また、中学校につきましても、これまでも給食費の負担軽減をしてまいりましたが、今回は国の物価高騰対応重点支援臨時交付金の一部を活用し、令和8年度においては無償化を実施させていただく予定でございます。令和9年度以降の対応につきましても、国の動向に注視いたしまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** ありがとうございます。ぜひとも、財源いろいろ大変やと思いますけども、中学校も小学校もこのまま続けていっていただきますよう切に願って、次の質問に入らせていただきます。

続きまして、学校のトイレについてお聞きします。学校のトイレの問題については、かなり多くの保護者さんから、私のほうに声が届いています。洋式化がなかなか進んでいない。または、順番に洋式化しているそうだが、いつになるのか。トイレが汚い。トイレが臭い。子どもが和式ができないため、膀胱炎になった。洋式が少ないため、我慢できずにお漏らししてしまったなど、多くの声が上がってます。

ここでお聞きします。このような声は聞いておられますか。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 小・中学校のトイレの洋式化につきましては、市政フォーラムなどにおいても、地域の方々からご意見を頂戴しております。また、学校PTAの方々との意見交換では、家庭のトイレのほとんどが洋式になり、環境の変化から和式では排せつできない児童がいることや、学校のトイレでは排せつができないため、家に帰るまで我慢している児童がいるというご意見をいただいております。その際、小・中学校のトイレの洋式化については順次進めていることをご説明いたしまして、ご理解いただけるようお願いしているところでございます。

以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** これ、ほっといたんかどうかは分かりませんが、非常に子どもたちはトイレ、大人でも我慢するのも要らんし、洋式ないから、和式でできないから、ずっと我慢して膀胱炎になった。これ、非常にまずいのと、非常にかわいそうなんですよ。我慢して我慢して、我慢できずに漏らしてしまったって、これ聞くと非常にかわいそうなんですよ。この声が上がって、いろんな話聞いてるんやったら、やっぱりしっかり取り組んでいただかないと駄目やと思うんです。子どもたちの心のケアもしっかりとっていただいて、もし、和式がしにくいんやったら、和式の仕方の訓練であったりとか、しっかりしていただかんと、これ、本当に多くの意見が届いてます。各学校から多く届いてます。ぜひとも、この声無視しないで、しっかりよろしくお願いします。

現在の葛城市の学校のトイレの洋式化の状況をお答えください。また、近隣市町村の状況も分かればお答えください。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 本市の令和6年度末時点での小・中学校の洋式化率は73%でございます。県内12市の洋式化率につきましては、令和6年度末で平均で68%となっております。

以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** 12市と比べると少し早いかなというパーセンテージは出てるんですけども、葛城市は非常に子どもも多いです。子ども多い分、トイレの取り扱いあると思うんです。中学校でも、やっぱり和式のところでできひんから、洋式のほうへ子どもたちが急いで行くというのも聞いてます。このパーセンテージだけでも分かりかねないぐらいのことやと思うんです。トイレの洋式化の工事の事業計画、それに代わるもの、あるんですかね。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 令和2年度に策定いたしました葛城市学校施設長寿命化計画では、令和11年度までの施設整備を計画しておりますが、その中にトイレの整備も含んでおります。また、小・中学校施設のトイレの洋式化、乾式化につきましては、令和14年度を目標に順次進めているところでございます。

以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** 長寿命化で、トイレの特定ではないんですけど、しっかり計画を立ててください。そうしないと、保護者さんからも、いつなのか、本当にやってもらえるのか、非常に不安に思われてるんで、計画って、予算でも何でも、立てるのにやっぱり大事やと思うんです。だから、しっかり計画をこれからも立てていってもらえるようよろしくお願いします。

これについてですけど、令和7年度末で終了する、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の後継の位置づけとして、昨年6月に閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画内に、避難所等にもなる公立小学校におけるトイレ洋式化の目標値として、2030年度

に100%と示されている。葛城市として間に合うんですかね。お答えください。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 本市では現在、校舎内のトイレ改修を終えた学校は新庄北小学校1校となっておりますが、令和8年度では、新庄小学校管理棟の改修に伴い、トイレの洋式化についても改修の予定をしているほか、中学校2校のトイレ改修の設計を行う予定がございます。順次改修工事を進めているところでございます。トイレ改修には約4か月から5か月の工期が必要となり、期間中の児童・生徒の動線と環境の確保、また、工事期間中に使用できるトイレの確保等の対応が必要となります。また、過去には3校分を一括して発注した際に不調に終わったことから、確実に事業が実施できるよう、1年度に1校舎の整備を行ってきた経緯がございます。この方法で整備していきますと、完了までにはかなりの期間を要することになるため、できるだけ早期に改修ができるよう、現在、校舎単位ではなく、学校単位で整備できないか等検討しているところでございます。

以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** これ、前の答弁で、令和14年を目標というのありました。2032年になります。目標ですけども、もう少し、国の強靱化のやつも、目標ですけども、やっぱり遅れてます。2年ほど遅れますので、ぜひとも、もう少しもう少し早くなるように計画していただいて、そのためにもやっぱりいろんな計画をしっかりと立ててください。もう少し早くできるようによろしくをお願いします。

続きまして、衛生面についてお聞きします。衛生面に関しては、私も現地を確認しましたが、非常に汚いです。子どもたちの使用の仕方も悪いかもかもしれませんが、和式でする機会が少ないのがあると思います。トイレに関しては、感染症などあるため、清潔にしないといけません。

ここでお聞きします。現在の学校のトイレの清掃、衛生面はどのようにされていますか。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 学校における清掃活動は、みんなで使う施設を大切に扱い、自分たちの手で環境を整えることを通して、学習、公衆道徳心や責任感を育む大切な教育活動の1つであると考えており、学校のトイレをきれいに維持することは、子どもたちが快適で衛生的な学校生活を送る上で大切なことと考えております。本市では、学校施設のトイレ清掃は、日々の清掃については児童・生徒及び教職員が行っている状況でございます。また、PTAや地域の方々のご協力により、定期的に徹底清掃を実施していただいている学校もございます。

以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** 掃除しているということなんですけども、実際に私、学校を見させてくださいと行って、まさかトイレ見るとは思ってなかったんかもしれません。非常に汚かったです。見るのも嫌になるぐらい汚かったです。たまたまなんか知らんけど、たまたまはあつては駄目やと思うんです。生徒からも本当に、近所の子どもたちからも聞きます。「どう、トイレ」って聞いて

たら、「臭い」と言うんです。洋式化のそこにはやっぱり取り合いになると。今年初めに、駅伝のときに、私、走ったんですけど、そのときにトイレしたくなって、新庄中学校の外部のトイレに行っただけです。そうすると、歩けない状態なんです。何でか。水がたまって汚いし。私、これ非常にびっくりしたんです。こういう状態ではあかんと思うんです。特に外部、子どもたちにもそれも聞きました。ほんなら、「汚い」、「ずっと汚い」言うてます。これ、昨日、今日、詰まったんじゃないと思うんです。足元に水が、砂もいっぱい入ってましたけども、掃除している、徹底しやんとあかんと思うんですけど、ひど過ぎるぐらい汚かったんで、これは早急に何かしていただかんなんと思うんです。

災害のときに、市長も、皆さんで、職員さんで被災地行かれて、トイレは大事やというてトイレカーも入れてくれはりまして、そのときもトイレカー置いていただいていたんですけど、でも、やっぱりトイレカーだけでは足らんと思うんです。そういうときに外部のトイレ、もし、使えるんやったら、すぐぱっと使える。これ、日々いつ来るか、災害も分かりませんので、すぐ使えるようにしてもらわんといけないと思うんです。だから、毎日掃除されているかという、子どもたちも、ちゃんとしてないかもしれせんけども、徹底していただいて、掃除もきれいにしていただいでください。毎日使用する学校のトイレは、子どもたちの清掃だけではきれいを保てない状況があると思うんです。洋式化、乾式化が整備されるまでの間は、市のほうで年に一度、専門業者による清掃委託をしていただきたいと考えるんですけども、市の見解をお聞かせください。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 専門業者による定期的な清掃については、現時点では、奈良県内における導入実績は確認できておりませんが、他府県においては、年に1回程度、専門業者による徹底清掃を実施している事例があることを把握しております。今後につきましては、児童・生徒の教育的意義を大切にしつつ、衛生面の更なる向上や学校現場の負担軽減の観点も踏まえ、他市町村の導入事例や効果、費用面等、定期清掃の業者委託の可能性について研究してまいりたいと考えております。

以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** これも先ほど言わせてもらった。ほんまに掃除は、毎年じゃなくてもいいんですけども、入れていただかんと、子どもたちだけの掃除だけでは多分追いつかん状態に今なってると思うんです。この前の答弁でもありましたんで、PTAの方からもお話を聞きました。汚過ぎて子どもたちかわいそうやから、保護者の有志が集まって学校のトイレを掃除した。それは子どもたちのためやからしたらええんやというのは分かるんですけど、それはやっぱり子どもたちから聞いて、学校のトイレ臭いねん、汚いねん、何もやってくれへんねんということ保護者さんらが動いてるんです。この声を毎日聞くんで、ほんで今回この質問になってるんです。このことは至急調査していただいて、研究もしていただいて、トイレの掃除のことに限っては、業務委託でもしていただくようよろしくお願いします。

ここでまた、すいません。市長、いつもいつも、何回も。ここで市長にお聞きします。葛

城市は、非常に子どもが多いし、トイレの使用頻度も多いと思われます。洋式化には多くの財源が要するため、時間がかかると私も思います。しかし、学校は災害時のときにも避難所になり、防災の観点からも、お年寄りにも使いやすい、バリアフリーな清潔なトイレは急務だと考えます。山梨県の笛吹市では、公立小・中学校のトイレの洋式化を、設計、工事、維持管理などを含めて、リース方式で実施されました。単年度に多額の予算を投じることなく、10年リースで約500基を1年半で工事が完了できるという事例もあります。市長のお力で、もう少し早く洋式化に進んでもらえるよう、よろしくお願ひしたいんですけども、市長にお聞きします。

**増田議長** 阿古市長。

**阿古市長** 学校教育現場のことですので、本来でしたら私のほうからというのではないんですけども、財政面ということですので、私のほうから答弁させていただきたいと存じます。

生活環境の変化により、ご家庭のトイレや社会生活を過ごす様々な施設などにおいて洋式トイレが整備され、そのような環境の中で子どもたちが育ってきている状況を見ますと、学校や公共施設のトイレの環境整備は急ぐ必要があると認識をしております。また、指定避難所におけるトイレ改修などの環境整備は非常に重要なことであると考えております。現在も當麻スポーツセンターにおいてトイレ改修工事を行っており、市としても順次整備に取り組んでいるところです。その中でも特に学校施設は子どもたちが1日の大半を過ごす大切な場所でございます。安心して学校生活が送れるよう、いろいろな方法を研究しながら、トイレの洋式化については早期完了に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** 早期完了にと力入れていただいたんで、ぜひともよろしくお願ひします。それができるまでの間でもいいんですけど、教育長と一緒に考えていただいて、予算つけていただいて、先ほど言わせてもらった、掃除、ぜひとも入れてください。言っただけ外部も非常に汚い状態です。ぜひともこのことはやっていただきたいので、よろしくお願ひします。

続きまして、前回も聞かせていただいたんですけども、通学路についてです。前回、初めての私の一般質問で通学路についていろいろお聞きしました。その後の状況についてお聞きしたいんです。通学路については、前回の一般質問でお聞きしたことで見直しされたのか、研究されたのか、お聞きします。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 教育部の勝眞でございます。

教育部のほうでお答えさせていただく分につきましては、通学路については、歩道や横断歩道、信号を利用するなど、より安全な道路を指定しておりますが、道路のどちら側の歩道を通行するかについては、その先の道路状況や工事の進捗等を踏まえて、学校において検討を行っております。その中で、前回ご質問いただきました尺土駅南側の通学路については、尺土駅東側の踏切付近には南北へ渡る横断歩道があるものの、西側の踏切付近においては南北へ渡る横断歩道がないため、現在は、北側の歩道ではなく、南側の歩道を通行している状

況がございます。今後、西側の踏切付近、磐城第2保育所近くに横断歩道が設置される予定であると聞いておりますので、横断歩道が設置されましたら、北側の歩道を通して通学することが可能になると考えております。

以上でございます。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** 質問が抜けてて、歩道のことをお聞きしやなあかんかった。いろんなどが、日に日に道路状況も変わってます。安全をその都度確認していただいていると思うんですけど、部長については、尺土の南側は確認していただいているということなので、ありがとうございます。また、ちょうど横断歩道ができたなら、やっぱり部長も危ないと思われたと言われてるんで、どうしても歩道のあるところを通っていただかんと、尺土の南側につきましては非常に危険が伴いますので、また、横断歩道がもしできて、しっかりした、また通行の指導もしていただいて、通学路の変更ができるのであればしていただいて、よろしくをお願いします。

次、開発指導要綱のこともお聞きしたと思うんです。開発指導要綱の中にグリーンベルトの設置に関して研究されましたか。

**増田議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** おはようございます。都市整備部の安川です。よろしくをお願いします。

現時点におきまして、グリーンベルトにつきましては、開発指導要綱に個別の項目として明記をしておりますが、開発指導要綱第17条において、カーブミラー、車道区画線、横断歩道、街灯等を規定しており、条件により交通安全施設等として考えられます。一方、グリーンベルトの設置に当たりましては、歩道の有無や道路幅員など一定の技術的要件を満たす必要があること。また、現在も全ての通学路に一律に設置しているわけではございませんので、一律の適用につきましては慎重な判断が必要と考えております。このことから、グリーンベルトの記載については、近隣市町村の状況を確認しながら、開発指導における基準など法的な問題も含め、引き続き研究してまいります。

以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** この記載については、分かりにくいからということなんで、グリーンベルトがあったら、区画線とかいろいろ書いてますけども、グリーンベルトというのが入るか、入らんか、分かりにくいから、私は記載してはどうですかって言わせていただいたんで、それは法的な部分もしっかり検討していただいて、また分かりやすく記載されたらいいと思う。できる、できへんは、今後またお聞きしますので、よろしくをお願いします。

グリーンベルトの設置状況を把握し、計画的に設置、更新するためには、GISの活用を含め研究するという答弁がありました。その後の研究状況は、それに代わるものは検討されましたか。

**増田議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 統合型GISの活用についてでございますが、まずは、今年度の設置実績について、設置箇所を整理し、データの入力を行いました。今後は、新設や更新の計画を立てる際

に有効なデータとなるよう、過去のデータを含め、必要なデータ属性を持たせたGIS上に蓄積していく予定をしております。また、日常の道路パトロールなどでも現地を確認して、今後の事業計画に生かせるように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** これに関してはやっていただいたと。入力していただいてGISに蓄積していただいたということで、非常にありがとうございます。やっていただいても、なあなあにならんように、しっかり分かりやすく、また私も聞きに行きたいんで、どこやりましたか、ここやっていますか、いつやる予定なんですかというのを聞きに行きたいんで、事業計画、来年度しますねん、ここはしてませんねん、ここやりますねんというのを、分かりやすく、使いやすくしていただかんと意味がないと思いますので、今後とも、これに関してはしっかりやっていただいて、データの蓄積のほうよろしく願いいたします。

足形マークの設置の業務委託について検討されましたか。消えない工夫等検討されましたか。クイックシートの確認もされましたか。お聞きします。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** おはようございます。総務部の林本です。よろしく願いをいたします。

足形マークの設置につきましては、交通安全保護者の会の事業として実施しておりまして、前回の答弁のとおり、保護者の皆様が中心となって取り組んでいただいていることで、通学路の危険箇所への気づきが深まり、学校、地域、保護者との連携が図られ、継続的な見守り活動にもつながっているといった効果が生まれていることから、今後も引き続き交通安全保護者の会の事業として実施してまいりたいと考えております。

議員からご指摘いただきました件につきましては、他市の事例を確認いたしましたところ、クイックシートタイプの足形マークを焼付けにより設置しているとのことですが、本市では、奈良県トラック協会様より寄贈いただきましたステッカーを、ラッカー塗装と併用して現在活用しております。引き続き、耐久性などの懸念点も踏まえまして、交通安全保護者の会からの意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** これも保護者の会でやられてる事業というのは非常に分かっています。前も言いましたけど、全部が全部じゃなくて、本当に非常に危険なとこだけでもやっていただきたいかなと思ってます。足形のマークも、トラック協会のやつは焼付けじゃないと思うんです。ハンマーでとんとたたいてへばりつけるという形になると思います。焼付けは非常に残って長もちします。見やすくて非常にいいと思うんで、これも隣市では、マスコットキャラ等を設置して、クイックシートでつくっていただいてやられてます。葛城市も、もし、できるのやったら、蓮花ちゃんできていただいて、非常に危険なとこで目立つとこ、やっぱり目立たんとこは危険やというのが分らんと思うんです。どこか、箇所、箇所でもええからやっていただく。施工方法については、僕も施工の仕方を見たんですけど、そんなに難しいことじゃないと

思うんです。材料だけ、こちらで用意して、また何かのついでにやっていただくとか、バーナーであぶって簡単にできることやったらできるのかなと思いますので、また何か私が協力できることあったら一緒にしますので、もし、またやっていただけるなら、ぜひともよろしくをお願いします。

今回いろいろ3点お伺いさせていただきました。特にトイレのことについては、ぜひとも取り組んでください。私のほうからは、トイレについて今、非常に急ぐべきかなと思ってます。これから先もまだまだ児童、増える、減る、あると思いますけど、葛城市、非常に児童が多いと思いますので、ぜひとも早急に取り組んでください。

それから私としては、また皆さんに、朝一発目、言わせてもらったんですけど、細かいこと、また非常に頼むと思います。あこ、ちょっと道路へこんでんねん。舗装してよとか、それを、僕の顔見ても、また木村来よってんと嫌がらんようにだけ、よろしくお願いします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。私の一般質問を終わらせていただきます。

**増田議長** 木村公議員の発言を終結いたします。

次に、3番、靄本義明議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、靄本義明議員。

**靄本議員** 皆様、おはようございます。公明党の靄本義明でございます。市民の皆様の声を市政に届けるべく、誠心誠意取り組んでまいります。

ただいま議長のお許しをいただきまして、これより一般質問をさせていただきます。

質問は2点でございます。1つ目は、がん検診について。2つ目は、高齢者の認知症見守り体制についてです。

これより先は質問席にて質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** 日頃より市政発展にご尽力いただいている皆様に感謝申し上げます。これより質問を2点させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、がん検診についてお伺いいたします。がんは、早期発見、早期治療が極めて重要であり、市民の健康寿命の延伸はもとより、医療費の適正化の観点からも大変重要な施策であります。そこで、本市における胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がんの各種がん検診について、直近の受診率はどのように推移しているのか、現状をお示してください。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 皆様、おはようございます。保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、受診率につきましては、葛城市が実施します集団検診と個別検診の受診対象者、合計人数に対する率となります。胃につきましては、令和4年は7.9%、令和5年は7.2%、令和6年は9.5%、大腸は、令和4年は6.8%、令和5年は6.3%、令和6年は7.0%となり、肺は、令和4年は5.4%、令和5年は4.8%、令和6年は5.7%となり、乳がんは、令和4年は19.4%、令和5年は19.0%、令和6年は19.5%となり、子宮は、令和4年は15.5%、令和

5年は14.8%、令和6年は15.5%となっております。本市のがん検診受診率は、コロナ禍で一時的に下がったものの、全体的には回復したものと考えております。葛城市は、奈良県内の他の市町村と比べても、がん検診の受診率が比較的高い水準を維持しております。お願いいたします。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** ご答弁ありがとうございます。各種がん検診につきましては、コロナ禍から回復傾向であること、また、奈良県内でも比較的高い水準を維持している点については、評価させていただきまします。しかしながら、胃がん、大腸がん、肺がんについては、依然として1割に満たない受診率であり、国が目標とする水準と比べると、更なる向上が必要ではないかと感じます。特に働き世代の受診率向上が重要であると考えます。

次に伺います。国の目標値と比較して、本市の位置づけをお伺いいたします。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 令和5年策定の第4期がん対策推進基本計画におきまして、国の目標値60%という数字が示されておりますが、こちらの国での60%を目標値としておりますのは、国民生活基礎調査の受診率でございます。この受診率は全国都道府県の受診率までしか示されておられません。国へ報告している市の統計数値としては、地域保健報告による受診率となります。令和6年度の乳がんであれば19.5%です。これは葛城市の集団検診及び個別検診の実施数から算出しております。国民生活基礎調査におきましては、葛城市で実施したがん検診以外に、職域検診として実施されるがん検診、その他、任意で受診される人間ドックなどを含めた数値をアンケート調査で把握して算出されております。したがって、国が示す目標値の中から、葛城市が行うがん検診の目標値を導き出すことは難しいと考えております。お願いいたします。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** ご答弁ありがとうございます。国の目標値が国民生活基礎調査に基づく数値であり、本市が国へ報告している地域保健報告とは算出方法が異なるという点は理解いたしました。しかしながら、市が実施する検診の受診率が依然として2割前後、あるいは1割に満たないものもあるという状況を踏まえ、国との算出方法の違いを理由にするのではなく、本市独自としてどこを目指すのか、明確な目標設定が必要ではないかと考えます。市民の命を守る立場として、今後、具体的な数値目標の検討を要望いたします。

次に、乳がん検診について伺います。市の乳がん検診の検査方法として、マンモグラフィー検診のみの実施でしょうか。また、ほかの検査方法はありますでしょうか。お伺いいたします。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 乳がん検診の検査方法といたしましては、マンモグラフィー、超音波単独法、MRI、視触診などがございます。葛城市におきましては、マンモグラフィーを導入しております。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** 次に、若年層向けに超音波検査を選択可能とする考えはありますでしょうか。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 現在、乳がん検診につきましては、40歳以上でマンモグラフィー検診としております。検査方法や年齢要件については、国の推奨する体系をとっておりますので、若年層向けに超音波検査を実施することは考えておりません。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** 若年層向けの超音波検査を考えていない理由があれば教えてください。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 先ほど申し上げましたとおり、乳がん検診においては、葛城市は国が推奨している方法で実施しております。対象年齢は40歳以上で、検査方法はマンモグラフィーとなります。

次に、国が若年層向けに超音波検査を推奨していない理由についてお答えをさせていただきます。その理由としては、死亡率低減の有効性が証明された検査方法がないことや、40歳以降と比較して乳がんの罹患率が低いこと、超音波検査による検査の偽陽性や過剰診断などの不利益が大きいために挙げられております。ただし、39歳以下でも、乳房のしこりや変形など乳房の変化に気づいたときには、乳がんの可能性があるため、医療機関へ受診していただくことが大切であり、検診ではなく、受診によってがんかどうかの診断を受けます。日頃から自分の乳房を意識し、その状態を知っておくことで異常の出現に気づけるよう、乳房を意識する生活習慣の啓発に力を入れてまいります。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** ご答弁ありがとうございます。国の指針に基づき、40歳以上を対象にマンモグラフィー検診を実施していること。また、超音波検査については、偽陽性や過剰診断の課題があることは理解いたしました。しかしながら、若い世代の方からは、痛みが強い、高濃度乳腺で見つかりにくいのではないかとといった不安の声も現実には聞いております。国の一律の制度に基づくだけでなく、市として正しい知識の周知や高リスクの方への個別対応など、きめ細やかな支援が必要ではないかと考えます。

次に伺います。マンモグラフィーとエコーの併用助成の検討は可能でしょうか。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 国の方針に基づきまして、併用助成は現在行っておりません。また、検討もしていない状況でございます。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** マンモグラフィーとエコーの併用助成の県内他市の導入状況はいかがでしょうか。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 県内、葛城市を除く11市でも導入はされております。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** マンモグラフィーに加え、超音波検査の導入や併用助成について前向きに検討すべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 国が死亡率減少効果があるとしているのは、マンモグラフィー単独実施のみとなっておりますので、葛城市におきましても、国の方針に基づき実施しております。国が全員に併用を推奨していない理由といたしましては、超音波検査では小さながんやマンモで見えにくいがんを見つけられるというメリットもありますが、偽陽性が増えるというデメリットもございます。超音波は感度がよすぎるため、がんではない良性のしこりや影を拾ってしまい、要精密検査の判定が出やすくなります。その結果、追加の検査を受ける負担が増える可能性がございます。葛城市といたしましては、検査方法につきましては、今後も国の動向を確認しながら実施してまいります。お願いいたします。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** ご答弁ありがとうございます。国が死亡率減少効果の科学的根拠としてマンモグラフィー単独を推奨していること、また、集団検診としての制度上の制約や偽陽性の課題については理解いたしました。しかしながら、市民の中には、高濃度乳腺への不安や、より精度の高い検査を希望される声も現実であります。集団検診としての一律導入が難しいとしても、正確な情報提供の充実、医療機関での任意併用検査の周知、将来的な国の動向を注視した検討、こうした柔軟な姿勢は必要ではないかと考えております。今後も国の研究動向や他自治体の事例を踏まえながらも、よりよい検診体制の在り方について検討を続けていただくことを要望いたします。

次に、土日検診やナイト検診の拡充の検討はありますでしょうか。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 従来より、集団検診においては、日曜や祝日検診を取り入れております。ナイト検診につきましては、過去に実施したところ、受診者が2割程度止まりであったことから、現在のところは検討はしておりません。受診率向上のためには、いつでも申込みが可能なウェブ申込みを導入しております。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** 他市の検診の状況を教えてください。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** がん検診につきましては、市民が医療機関に行って受診する個別検診と、市が検診バスなどを手配して検診会場を設営して実施する集団検診の2種類がございます。どのがん検診をどのように実施するかは各市で異なります。また、国民健康保険被保険者向けの特定健診をがん検診と組み合わせているか否かも各市で異なっております。令和7年度におきましては、まず、個別検診についてでございます。国が推奨する5つのがん検診であります、肺がん、大腸がん、胃がん、子宮頸がん、乳がんのうち、肺がん検診以外を実施しているのは葛城市を含め7市、がん検診全てを個別検診で実施しているのが5市でございます。令和8年度からは、葛城市も肺がん検診を個別検診で実施する予定としております。

集団検診につきましては、全く実施していない市や、肺がん、大腸がん、胃がんという3がんのみを実施している市もあります。また、特定健診とセットで受診できない市もありま

す。特定健診と5がん全てを同時に実施している市は、葛城市を含め5市ありますが、他市につきましては、実施日によって特定健診と3がんのみの日があります。葛城市は、令和7年度は19回集団検診を実施いたしました。全ての日程で5がん検診と特定健診を受診できる体制をとっております。全ての検診を同日に受診できる体制で19回実施というのは、県内他市に比べましても、非常に充実したものとなっております。これにより受診率の向上に寄与しているものと考えております。お願いいたします。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** ありがとうございます。本市は、5つのがん検診全てと特定健診を同日に受診できる体制を整え、県内でも充実した実施回数を確保している点は高く評価いたします。特に令和7年度に19回全ての日程で同時受診が可能であることは、市にとって大きな利便性向上につながっていると考えます。一方で、ナイト検診については、過去に実施されたものの受診率が伸びなかったことですが、社会状況や働き方は当時と大きく変化しております。働き世代、とりわけ子育て世代や共働き世代が増えている中で、改めてニーズ調査を行うなど柔軟な検討の余地はないでしょうか。ウェブ申込みの導入は評価いたしますが、申し込みやすさと同時に、受診しやすい時間帯の確保も重要であります。更なる受診率向上に向けた新たな工夫、検討を要望いたします。

次に、国の補助制度や交付金の活用状況をお伺いいたします。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がん検診の受診勧奨、再勧奨、早期発見対策につきましては、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業といたしまして、国の補助を活用しております。補助率は国の基準額の2分の1でございます。また、本市では、当該年度に21歳となる女性を対象に子宮がん検診の無料クーポンを、同じく41歳の女性を対象に乳がん検診の無料クーポンを配布しております。これにつきましても、クーポン発行等業務委託料、受診者の検診委託料において同様の補助対象となっております。

次に、子宮がん、乳がん検診以外の検診業務委託につきましては、地方交付税措置が取られております。お願いいたします。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** ありがとうございます。先ほど言われました、無料クーポンの対象年齢の拡大の検討はありますでしょうか。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 乳がん検診、子宮がん検診の無料クーポンにつきましては、国の基準に基づき実施しているところでございます。市独自の拡充の検討は今のところしておりません。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** ありがとうございます。国の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を活用し、受診勧奨や無料クーポン事業を実施している点は評価いたします。特に21歳の子宮頸がん検診、41歳の乳がん検診への無料クーポンは、受診のきっかけづくりとして重要な施策であります。しかしながら、対象年齢が限定であるからこそ、その年齢を逃すと機会がないという

声も実際に届いております。国基準に基づく実施は理解いたしましたが、受診向上を本気で目指すのであれば、市独自の上乘せや、例えば未受診者への再クーポン配布など柔軟な対応も検討が必要ではないでしょうか。財政面とのバランスもあると思いますが、市民の命を守る観点から、今後研究、検討を続けていただくことを要望いたします。

受診向上に向けた市の総合的な方針を伺います。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 葛城市で行っているがん検診受診率向上のための対策の主なものは、次の事業がございます。受診勧奨通知といたしましては、5月と9月、12月に時期に合った受診勧奨通知を送付しております。また、集団セットけんしんの受診に関しましては、予約のしやすさを図るためのウェブ予約の推進や、託児つき検診の実施、日曜、祝日検診の実施、全日程で特定健診と5がん検診が同時に受けられる日程調整、肺がん検診のみについては、11時から予約なしでも受診できるように実施。けんしん会場で付加価値をつけるために、歯科相談や乳がん発見モデルの体験などを行っております。また、がん検診を受診された方の中には精密検査を受けない方もいらっしゃいます。そこで、精密検査になった方につきましては、精密検査の受診勧奨を全数行っております。

以上が主なものとなります。今後も、受診率向上のための事業は必要な案件と認識しておりますので、常に意識を持って対応してまいりたいと考えております。お願いいたします。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** ご答弁ありがとうございます。精度管理を徹底した検診の実施を第一として、その上で受診率向上に取り組まれている姿勢、また、肺がん対策を重点化し、個別検診の導入を検討されている点は、大変前向きであり評価いたします。さらに、年3回の受診勧奨通知、ウェブ予約の導入、託児つき検診、日曜、祝日検診の実施、特定健診の同時受診体制の確保など、様々な取組を展開されていることも理解いたしました。実は私の知人の中に、市のがん検診でがんが早期に発見され、適切な治療につながり、本当に受けてよかった、命が救われたと喜んでおられる方が複数人おられます。

がん検診は、一人一人の命と人生に直結する大変重要な施策であります。だからこそ、現在の取組に満足することなく、未受診者対策の強化や働き世代への更なるアプローチなど、常に改善を重ねていただきたいと思います。市民の命と健康を守るため、今後も受診向上に向けた取組を引き続き進めていただくよう要望し、がん検診に関する質問を終わります。

次に、高齢者の認知症見守り体制について質問してまいります。日本は世界でも類を見ないスピードで高齢化が進み、認知症は誰にとっても身近な課題となっております。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、本人やご家族だけではなく、地域全体で支える見守り体制の充実が極めて重要であります。本市における現状と今後の取組についてお伺いいたします。葛城市の認知症高齢者の推計人数を教えてください。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 厚生労働省の認知症及び軽度認知障がいの高齢者数と有病率の将来推計によりますと、日本の認知症高齢者の推計人数は2022年で12.3%と言われております。未診断の方も

おられる中で葛城市の具体的な人数は分かりませんが、日本の推計人口と大きく変わらないだろうと思いますので、65歳以上の葛城市の人口、令和7年2月1日時点で1万470人といたしまして、推計人口は1,288人と考えられます。よろしくお願ひします。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** ありがとうございます。ただいまのご答弁では、本市の具体的把握がないものの、国の推計を基に約1,288人のご説明でしたが、改めて本市においても相当数の認知症高齢者がおられる可能性があることが示されたものと受け止めております。人数が把握できてないこと自体が課題であり、実態把握の精度向上が今後の施策推進において重要であると考えます。次に伺います。高齢者認知症の行方不明事案の件数推移をお聞かせください。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 警察だけで処理している事案もございますので、全体としての件数は把握できませんが、地域包括支援課で把握している人数は年間約6人から7人前後となっております。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** ありがとうございます。年間6人から7人という数字は一見少ないようにも見えるかもしれませんが、ご家族にとっては極めて重大な問題でもあります。さらに、警察で処理している事案が含まれていないという点を踏まえれば、実数はそれ以上である可能性も否定できません。警察との情報共有や連携体制の強化が必要ではないかと考えます。

次に伺います。見守りネットワークの登録者数を教えてください。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 葛城市では、かつらぎネットMeまもり事業として見守り事業を行っております。この事業は、事前に登録した方が行方不明となったときに、登録情報を基に、地域の協力団体や市の生活安全課、高田警察署と相互連携し、早期発見を図るものでございます。令和7年度は、令和8年2月末時点で登録者数は29名で、協力団体の企業数は47団体となっております。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** ありがとうございます。見守り事業として体制を整備していることは評価いたします。協力団体47団体という体制は心強いものの、登録者数29名という現状は拡大の余地が大きいと感じます。登録促進に向けた広報の強化や地域包括支援センターの更なる連携が必要ではないでしょうか。

次に、地域包括支援センターとの連携状況を教えてください。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** かつらぎネットMeまもり事業では、システムに情報を入力し、各協力団体にメールやファックス、電話を自動的に送信してくれるシステムとなっております。事案が発生した場合はすぐに協力団体と連携がとれる状態となっております。また、案件がなくても年1回は確認のテストをしており、協力団体に対し認知症の研修の案内などを送付しております。また、認知症だけにとらわれず、見守りとして幾つもの事業を行っております。まず、食の栄養改善自立支援事業がございます。内容は、65歳以上のひとり暮らし高齢者や、高齢

者のみの世帯で疾病等の理由で食事の調達や調理が困難な方に対しまして、栄養バランスのとれた昼食を提供いたしております。希望される日に配達を行います。手渡しで配達することで利用者の安否確認を行っております。また、葛城市では、民生委員の協力により、ひとり暮らし台帳を作成しております。対象者は葛城市在住の70歳以上の高齢者で、住民基本台帳上のひとり世帯の方の家に直接訪問してもらい、対象者の基本情報、緊急連絡先、かかりつけ医等の聞き取りをしていただいております。その情報を基に、緊急時の対応に活躍しております。そのほかに月1回、ボランティア団体ふたば会の皆さんが作るまごころ弁当も、民生委員の協力を得て安否確認を行いながら手渡しで家に配達をしていただいております。お願いいたします。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** ありがとうございます。ただいまのご答弁で様々な見守り施策が展開されていることが分かりました。その中で、ボランティア団体ふたば会の皆様が心を込めて作られているまごころ弁当については、僕自身、現場を見学させていただきました。1つ1つ丁寧に手作りされている様子、そして単なる配食にとどまらず、民生委員の皆様のご協力の下、手渡しで安否確認まで行われている姿に深く感銘を受けております。まさに地域の温かい支え合いの象徴であり、本市の誇るべき取組であると感じております。こうした地域力を今後も大切にしながら、地域包括支援センターを中心とした連携体制を更に強化していただくことが重要であると考えます。

次に伺います。見守り体制として、事業者との協定はありますでしょうか。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** まず、かつらぎネットMeまもり事業においては、協力企業としては47団体に登録いただいております。主なところといたしましては、デイサービス等の介護事業所や医療機関や郵便局、コンビニエンスストア、消防署、金融機関などとなっております。また、認知症対象とは限らず、ほかには、ならコープとは、移動店舗に係る買物支援事業に関する覚書と、夕食宅配に係る地域における見守り活動に関する覚書の協定を、ヨシケイとは買物支援事業に関する覚書、道の駅かつらぎとは買物支援事業に関する覚書とお買物品を配達するサービスを、奈良県農業協同組合とは高齢者見守り活動に関する協定書を交わしまして、協力をいただいております。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** ありがとうございます。ただいまのご答弁で、47団体の協力企業に加え、ならコープ、ヨシケイ、道の駅かつらぎ、奈良県農業協同組合など様々な事業者との協定を締結し、見守り体制を構築されていることが分かりました。日常の業務の中で高齢者を見守る仕組みは非常に評価するものであります。今後もこうした民間事業者との連携を大切にしていきたいと考えます。

次に、近年、ICTツールを活用した見守り支援が注目されていますが、本市の取組について伺います。高齢者本人、家族の負担軽減と安全確保のためのGPS端末購入に対する補助制度の創設について検討されてますでしょうか。伺います。

増田議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 葛城市には徘徊高齢者家族支援事業があり、GPS端末機器を購入いただくと、毎月の通信費と検索料は市が負担するサービスがございます。

増田議長 靄本義明議員。

靄本議員 ありがとうございます。本市には徘徊高齢者家族支援事業があり、GPS端末機器の通信費や検索料を市が負担する制度があることは分かりました。家族の不安軽減と早期発見につながる重要な取組であり、評価するものであります。

次に、位置情報、安否確認に有効と言われる二次元コードつき見守りシールの導入は可能でしょうか。

増田議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 二次元コードつき見守りシールは、かつらぎネットMeまもり事業の登録者に配布し、事前に登録した情報を、警察署と市役所生活安全課、地域包括支援課と情報を共有しております。

増田議長 靄本義明議員。

靄本議員 ありがとうございます。二次元コードつき見守りシールが既に導入され、かつらぎネットMeまもり事業の登録者に配布されていることは分かりました。警察署、市生活安全課、地域包括支援課との情報共有体制が構築されている点は評価するものであります。今後は、より多くの方に活用していただけるよう周知の強化が重要であると考えます。

次に、地域に広く情報を呼びかけるため、LINE等のSNSプラットフォームを活用した捜索協力体制の整備は検討されているか、お考えをお聞かせください。

増田議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 かつらぎネットMeまもり事業におきましては、ソフトに文字を入れると、各協力団体にメールやファクス、電話を自動的に送付してくれるシステムを契約しております。案件がない場合でも年1回は確認のテストをしております。

以上です。

増田議長 靄本義明議員。

靄本議員 ありがとうございます。現在は協力団体への自動通知システムのところですが、捜索は一刻を争うケースもあります。協力団体にとどまらず、地域住民へ広く呼びかける仕組み、例えばSNSや地域配信サービスの活用も今後検討すべきではないでしょうか。特に若い世代も含めた情報拡散の仕組みづくりは、発見率向上につながる可能性があると考えます。

次に、認知症サポーター養成についてお伺いいたします。本市の現在の認知症サポーター数は何人おられますでしょうか。

増田議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 認知症サポーター養成講座参加者数は、令和5年度は11か所で178人、令和6年度は11か所で107人、令和7年度は8か所で94人の方に受講をいただいております。また、認知症サポーターが更に知識を深めるための講座としてステップアップ講座を実施しております。令和6年度は2回実施し23人、令和7年度は、1回目は11人実施し、2回目は3

月を予定しております。

次に、サポーター養成講座を受講していただいた方の中で認知症サポーターとして登録をいただいている方は327人となっております。認知症にまつわる映画上映会などイベントのお世話係などを担っていただいております。

以上となります。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** ありがとうございます。認知症サポーター327人という数字は、葛城市にとって大きな財産であります。今後は、養成するだけではなく、活動の場を広げることが鍵になると考えます。学校、企業、自治会への拡大、若い世代への周知、サポート同士のネットワーク化などを通し、地域全体で支えるまちづくりへ発展させていくべきではないでしょうか。

最後に、市としての総合的な見守り支援の方針についてお示してください。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 本市では、認知症高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、予防から見守り、家族支援まで切れ目のない総合的な支援体制の構築を行っております。また、認知症高齢者として把握できずに支援を必要とされている方につきましても、地域の皆様の協力を得ながら事業を進めてまいります。今後も、認知症高齢者支援につきましては地域包括ケアシステムの中核として位置づけ、予防教室や認知症カフェへの継続的支援、徘徊高齢者等による事故への備え、認知症の正しい理解の広範な啓発や地域の支え合い、仕組みづくりなどを継続し、医療、福祉、地域、企業等の多職種連携による包括的な支援体制の充実に努めてまいります。

以上となります。

**増田議長** 靄本義明議員。

**靄本議員** ご答弁ありがとうございます。ただいま、市としての総合的な見守り支援の方針をお示しいただきました。予防から見守り、家族支援まで切れ目のない支援体制を構築していくとのことご答弁は大変重要であり、評価するものであります。本日の議論を通じ、本市では、見守りネットワーク、事業者協定、GPS支援制度、二次元コードつきの見守りシール、認知症サポーター養成など多方面にわたる取組が進められていることが確認できました。

一方で、推計では約1,288人の認知症高齢者がおられる可能性がある中で、登録促進、ICT活用の充実、サポーターの活動の場の拡大など更なる強化の余地も見えてまいりました。認知症は誰にとっても身近な課題であり、行政だけではなく、地域、企業、市民が一体となった面的な支え合いがこれからも一層重要になります。ぜひ葛城市が奈良県内における見守り支援のモデルになるよう実効性の高い体制強化に取り組んでいただくことを要望し、私の質問を終わります。

以上です。

**増田議長** 靄本義明議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後1時から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時23分

再開 午後 1時00分

**杉本副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

次に、10番、谷原一安議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、谷原一安議員。

**谷原議員** 日本共産党の谷原一安です。議長の許可を得ましたので、一般質問に立たせていただきます。

今回は3点ございます。1点目は、住環境を守るための条例制定についてであります。

2つ目は、旧社会教育センター跡地利用について、葛城市及び奈良県の連携、これがどうなっているかについて伺ってまいります。

3つ目は、部活動の地域移行。令和8年4月から、学校教育における部活動が、土曜日、日曜日につきましては地域クラブのほうで行う地域移行、その後の地域展開ということが、今、大きな改革として取り組まれようとしておりますけれども、この経費負担の問題、保護者の費用負担とか、あるいは運営体制について少しお伺いしてまいりたいと考えています。

これよりは質問席より行わせていただきます。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** それでは、よろしくお願いいたします。

最初に、住環境などを保護することを目的とした条例の制定を求めることについて質問いたします。まず最初に、葛城市は、住環境を守る条例として、ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建設の規制に関する条例を制定しております。その目的は何でしょうか。また、条例の効果はどうなっているのでしょうか。お伺いいたします。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 都市整備部の安川です。

本条例につきましては、快適で良好な生活環境及び健全な教育環境の確保と青少年の健全な育成を目的として制定されたものでございます。事前届出制度と審査会による審査の仕組みにより、ラブホテル、パチンコ店、ゲームセンターといった風俗営業施設の無秩序な立地を防止する抑止効果が働いており、条例制定以来、住環境及び教育環境の保全に大きく寄与してきたところでございます。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** 良好な住環境あるいは健全な教育環境の寄与に貢献してきたということで、これはいわゆる上乗せ条例と言われるもので、本来の法令以上に、それぞれの自治体が独自にその法律の趣旨に従った形で条例を制定する。上乗せ条例として全国でこうした環境保全のための条例を多くつくられていると思います。葛城市でもそうした条例があるということでもあります。

少しお伺いしたいんですが、この条例、旧當麻町、それから旧新庄町でつくられて、新しく葛城市にも引き継がれたものと承知しておりますけれども、これ、制定当時、どのような議論があったか。なかなか、もう古い話なので知っておられる方はおられないかもわかりません。ご存じの方等も含めて、何らかの形聞いておられたら、どういう経過でこういうも

のがつくられたのか、少し教えていただけたらと思います。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 本条例の前身は、合併前の旧當麻町において平成3年に、旧當麻町においては平成4年に、それぞれ独自に制定されたものでございます。両町が条例を制定した背景には、当時、全国的にラブホテルやパチンコ店などの風俗営業施設の建設が増加し、住宅地や学校周辺の生活環境の悪化や青少年の健全育成への悪影響が懸念されたところがございます。平成16年10月の市制施行に際し、旧2町の条例の精神と内容を引き継ぐ形で葛城市の条例として一本化し、現在に至っているものでございます。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** 確認ですけども、平成3年と平成4年ということだったんですけど、もう一回お願いしたいと思います。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** すいません。訂正させていただきます。旧當麻町においては平成3年に、旧新庄町においては平成4年ということでございます。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。まず當麻町できて、旧新庄町でもできたということでありまして。これも全国的にそういうものが増えていろいろ問題になっているところで、葛城市でもという形で制定されたという経緯でした。ありがとうございます。

さて、議会改選直前の令和7年第3回定例会におきまして、私、一般質問におきまして、水道水源地の保全について質問を行いました。葛城市は単独事業を選択して、水道水源地たくさんあります。そこに流れる河川もたくさんあるわけで、そこに産業廃棄物処理業者などが事業を展開することになれば、葛城市民の水道水の安全を守れないということで、ほかの市ではそうした条例を制定しているところもありますので、その事例も含めて取り上げて、水道水源地の保全条例をぜひ葛城市でもつくってほしいということを申し上げましたけれども、その後の取組はどうなっているかお伺いします。

**杉本副議長** 吉田上下水道部長。

**吉田上下水道部長** 上下水道部の吉田です。どうぞよろしくお願いたします。

水道水源地保護条例の制定に向けての取組状況でございますが、令和7年度中に改定を予定しております本市の水道事業の指針となる葛城市水道ビジョンにおきまして、このビジョンが目指す基本目標の1つである、安全を実現するための実行策として、水道水源地保護条例の制定に向けた検討や関係法令との整合性の整理、また、関係機関との調整を図ることについて、今後の課題及び取り組むべき施策として盛り込み、調査、研究を慎重に進めてまいりたいと考えております。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。水道ビジョンの中に位置づけて、安全な水道を守るために検討を重ねていくという段階だというふうに承知いたしました。ラブホテルやゲームセンター等を規制する条例及びこの水道水源地保全条例につきましても、産業活動と密接な関係があると

思います。産業活動が活発になれば、それに対して住環境をどう守るかという、そういう大綱関係の中で、時代、時代によって必要な条例が上乘せ条例としてつくられてきたという経過があるかと思えます。

この間、私が前回も取り上げましたのは、いわゆるリサイクル施設、広く言うところリサイクル施設ですけれども、産業廃棄物処理場、あるいは有価物を集めた再生資源物の処理場、こうしたところ、葛城市内、大変増えております。これは必要な産業ですから、そうしたものができるのは当然なんです、住環境、自然環境との調和、これをどうとっていくか。これは産業で増える。そうすれば住環境が脅かされるということがありますので、先ほどのラブホテルの問題、水道水源地の問題、同様の問題だろうと思っております。それでぜひ、前回この問題を取り上げたわけですけれども、具体的にその後のことで住民さんから聞いたことがあるので、そのことも含めてお聞きしたいんですが、再生資源物保管場、いわゆる有価物を集めて、それで処理して、またほかへ売り渡しているような、そういう再生資源物保管場でものを燃やして黒煙が上がっているというふうなことで市民から苦情があったということはあるのでしょうか。そして、それがあった場合、業者に対して市としてどのような働きかけをされたのか、お伺いします。

**杉本副議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 市民生活部の西川です。よろしく願いいたします。谷原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

再生資源物保管場所での野焼きについての市民の方からの苦情は寄せられております。苦情があった場合、現場に出向き、事業者に指導を行っております。その後、当該保管場所での野焼きは確認をされておられません。また、定期的に市内事業所のパトロールも行っており、事業者がおられた場合、立入りをさせていただき、状況確認もしております。いずれにいたしましても、生活環境保全のため、県、警察とも連携をして対応してまいります。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。こうした事態が、前回紹介しました千葉市あたりでは、民家に延焼するということがあって、そういうこともあって千葉市などでは条例がつけられた経過があります。こうした業者が増えれば、当然、職員さんの負担も増えるわけで、本当にパトロールしていただいてありがたいんですけれども、今後こうした事業者が増えるにしたがって、市としても対応が必要になるんだろうと考えております。

さて、前回の質問においては、住宅地の近隣に産業廃棄物の保管場が設置されて、選別作業のために大変音がしたり、粉じんが苦しんでおられる住民のことを取り上げました。問題は、これは、管轄は奈良県ですよね。産業廃棄物処理場に関する管轄は奈良県になっているわけですけれども、葛城市にもそういう苦情が寄せられたということですから、奈良県の担当課は、葛城市でこうした事態が起きているということについて承知されてるのでしょうか。あるいは市のほうから伝えているとか、これはどうなっているか、お聞きします。

**杉本副議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 産業廃棄物保管場所での苦情については、その都度、奈良県の担当課に報告を行

い、情報共有を行っておるところでございます。場合によっては、奈良県と合同で事業所への立入りも行っております。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** 今のご答弁なんですけれども、これは私も具体的に奈良県のほうに確認もさせていただいて、実際にどうなってるのかということについては、もうちょっときちっと詰めていく必要があるかなというふうには思っております。葛城市で今こんな事態になってるということ、県のほうにも広く、繰り返し知っていただく必要があるかなということを感じます。住民さんが直接県のほうに、廃棄物対策課というのは県の中にあって、そこに産業廃棄物についての苦情を受け付ける電話もホームページであります。そこで住民さんがクレームを出すということもありますし、私はそこへできるだけ、葛城市の場合、問題があれば県のほうに周知していただくということで、葛城市のほうでも、苦情があった場合には、ぜひ県に情報を集約するようになっていただけたらと思います。引き続きこの問題についても取り上げようと思うんですが、今回はここまでしておきます。

最後の質問になりますけれども、最初に、葛城市のラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の効果について伺いました。どうしてできたということも伺いました。こうした上乗せ条例を地方議会において制定することで、法令よりも厳しい住環境規制を行って、まちづくりにより結果をもたらすことができると考えます。産業廃棄物保管場や再生資源物の保管場の設置についても、深刻な事態が起きています。更に増えていく農地が荒れていくにしたがって、実際、不動産屋さんがそういう農地を探している。転用できる農地を探している。そこで地域の住民さんが、これは大変なことだというふうなことで話題になっている地域も出てきておりますから、こうしたことをぜひ葛城市でも規制していく、住環境を守るために規制していくということをやはり条例として制定していただけたらなということをお訴えまして、今回はこれまでとしておきますが、まず葛城市さんです。どういうふうになさるのか。前回もお伺いしましたが、制定に向けてどのようにお考えなのかということだけ聞いておきます。

**杉本副議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 12月議会での一般質問の折、市長のほうから、法律的に非常に微妙な問題でもあることから、今後、県と連携しながら研究していく必要があるという答弁に変わりはありません。また、奈良県に確認したところ、条例化をする動きは今のところないとのことですが、今後、県、県内市町村の動向も注意しながら研究してまいりたいと考えております。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。奈良県では今のところ、そうした条例制定の動きがないということなんですけれども、千葉県の場合は、まず千葉市がやって、そして周辺市に広がって県が動いたという例もあります。また、環境省もこうした規制することについて研究、検討しているということですから、先ほど言いましたように、上乗せ条例は地方議会でもできるわけですから、とりわけ葛城市は大阪に近いということで、そういう施設が増えていると。これはやっぱり20年後、30年後に関わるまちづくりの問題ですので、葛城市としてどういう住環

境を守っていくのか、産業と調和を取っていくのかということで、真剣に検討する時期に入ってくると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

さて、続きまして、旧社会教育センター跡地の活用をめぐる問題について質問してまいります。

ご存じのとおり、旧社会教育センターは奈良県の財産であります。所有であります。したがって、その活用をするにしても、葛城市が幾ら絵を描いても、これはできるわけじゃないので、奈良県と連携してやっていくということでこれまでも取り組んでこられたと思います。その上でお聞きしたいんですが、要は奈良県と連携してやっていく場合には、前の知事さんのときに、まちづくり連携協定という形で県と市町村が一緒になってまちづくりを進めていくと。連携協定を結んでやっていくということだったんですね。葛城市もそれを目指していると思いますけれども、いまだに連携協定が結ばれていないというふうに承知しております。そこで伺うんですけれども、なぜ結ぶことができていないのか。この理由を聞きたいと思います。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしく願いいたします。

奈良県との連携協定につきましては、旧社会教育センター跡地利用の活用方法が決まっていないことから、奈良県と葛城市の連携協定は締結しておりません。

以上です。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** つまり、旧社会教育センター跡地について、葛城市が大体こういう形で施設を活用することで決まって、そういう実現性も含めて、決まって奈良県とも調整しながら、これでいきましょうということになるというふうに理解するわけですが、この間、この活用方法については葛城市議会でも繰り返し議論されましたし、また、この問題については、西川議員が本当に時間もかけて一般質問で丁寧な質問をされてきましたので、大体会議録を見ても、よく跡がたどれるわけですが、葛城市の場合は、葛城インターチェンジ周辺エリアを観光拠点として位置づけてまちづくりをしようということで、旧社会教育センター跡地については宿泊施設を誘致すると、民間の宿泊事業者の施設を誘致するというのを検討してまいりました。そのために宿泊者の需要があるかどうかという需要調査、こういうのも予算につけて調査をしたりとか、いろんな関心を引くためにコンペティションをやってみたりとか、そうした形で宿泊施設を誘致する、あるいは観光に関する何らかの施設を誘致ということで話が進んできたんだろうと思うんですけれども、まず、このことについて伺いたいんですが、葛城市のこうした方針については、奈良県は了承されておられるのかどうか。具体的にどうするという事は決まってないので連携協定を結ばれてはないけれども、葛城市はこういう形で動いてるということについては、県は承知されてるんでしょうか。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 令和6年3月議会におきまして、奈良県社会教育センター跡地の利用につきましては、令和5年4月に知事が代わられた以降におきましても、滞在型観光の創出という観点から、

奈良県の関係部局と連携して進めるため、引き続き協議を行っている。現在は、宿泊施設の誘致に向けて、奈良県企業立地推進課、現在は産業創造課となっております。と連携し検討している。また、市長も山下知事との面談の中、県と市が連携して検討を進めることについて確認をしていると答弁しているとおりに、市の方針につきまして奈良県は了承していると認識しております。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** 滞在型観光という葛城市の方針について奈良県も了承していらっしゃる。知事が代わっても、新しい知事さんについても、それについては了承していただいているということでありました。実際に、先ほども紹介しました、一般質問の中でも、あるいは議会の調査案件になった中でも、会議録を見ると、県のいろんなところと連携もしているというふうに私も承知してきましたんですが、ところが、2月18日の奈良新聞の朝刊、これを見て私、大変驚いたんです、朝ね。次のような記事が掲載されておりました。少し要旨を紹介いたします。

県は18日、海外で高度な教育プログラムを提供しているインターナショナルスクールの県内誘致に取り組む方針を明らかにした。誘致先は未利用県有地を活用する方針で、アクセスのよさや教育環境、面積などから、県が学生寮を誘致する三宅町石見地区、旧奈良高校跡地、奈良市、旧社会教育センター、葛城市を候補地として上げている。つまり奈良県は、インターナショナルスクールの誘致の候補地の1つとして、この旧社会教育センターを挙げるということを公表されたわけであります。ですから、私、大変驚きまして、あれ、県はどういう考えなんだろうと、非常に混乱したわけです。これまでの議会では、奈良県と連携して宿泊施設、滞在型観光ということをやってきたのに、これだと県は違うことを考えてるんかというふうに思ったんですね。そこで今回、このことをしっかり聞いていこうと思って取り上げたわけですけれども、まず最初に、発表に当たって、奈良県から葛城市に事前にこういうことをアナウンスするよというふうなことはあったんでしょうか。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 奈良県の定例記者会見、令和8年2月18日の当日に、奈良県総務部ファシリティマネジメント室室長より連絡があり、その内容を知ったところでございます。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** 当日というのは、発表の前、直前、発表後、どちらですかね。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 発表後ということですよ。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** つまり、事前にこういう報道発表するということになかったと、葛城市に対してね。だから、私、どういう話合いが県とやられてきて、どういう連携だったのか、本当に疑問に感じざるを得ないんですよ。今後のことも含めて非常に心配なわけであります。そのときに、発表後に葛城市に連絡があったということですよけれども、これはどのような説明をされたんでしょうか。葛城市に対して。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** この件に関しまして、奈良県ファシリティマネジメント室長に確認を行いました。室長からは、社会教育センター跡地については、これまでも奈良県と葛城市で連携を行いながら事業者を探していると認識しています。今年度に市が実施したアイデアコンペについてもその一環であり、いろいろなアイデアが出されたことについてはありがたいことと考えていますし、この件をきっかけに県と市が連携しているいろいろな事業者に当たっていることは承知していただいていると思う。今回、新規事業としてインターナショナルスクールの候補地の1つとして挙げられたことについては、これまで宿泊施設誘致を中心として検討していましたが、事業者が決まらないという状況もあり、奈良県としては、未活用県有地の有効活用の1つの候補地として例示しただけで、決定しているものではなく、奈良県ではこれまでどおりに宿泊誘致セミナーなどで事業者に声をかけていくとともに、例えば商業施設の誘致などについても検討の余地がないかを幅広く検討して事業者を探している状況です。この点についても、今後、葛城市と連携しながら事業者を探していくつもりであります。また、施設の誘致については、葛城市の意向も確認しながら事業を進めていくつもりですとの回答がございました。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** つまり奈良県としては宿泊誘致もやりますよと。しかし、未利用地やから、もっと幅広く考えて、店舗等、そういうことも含めて考えもしますよと。つまり、未利用地なので、インターナショナルスクールに来てもらうんだったら、その候補地にもなりますよ。つまり絞ってないということですよね、県としては。未利用地として幅広くこれから考えてやっていきますと。だから葛城市さんがやることについても、当然、それをやってくださいということですね。つまり、まだ今のところ、宿泊民間事業者が決まってないので、幅広く、それ以外の可能性も含めて県がやっていただいているということだというふうに認識いたしました。

奈良県とのまちづくり連携協定は、先ほどありましたように、計画が定まってないということで現在も結ばれておりません。計画そのものができてないということなので致し方ないわけですがけれども、また、令和5年度に実施した宿泊需要調査、これについては非常に厳しい結果であったということが議会で報告されております。ただ、関心を示す業者もいることはいるということで一縷の望みを託しているわけですがけれども、これ、非常に今の段階で連携協定が奈良県と結べるかどうかというのは、非常に見通しが暗いのではないかと思っているんです。連携協定を結べば、もうそれに絞られて、これでいくと思うんですけれども、今そういう状況にあると思いますので、私は、跡地問題解決のためには、これは地元の方の要望書が出されたこともありますので、その跡地を何とか早く利用してほしいということがあろうかと思っておりますので、跡地問題解消という観点からすれば、ときには県が示す案、これを葛城市として積極的にそれを応援していかざるを得ないということも出てくるんじゃないかと思うんです。したがって、この点につきましては、改めて少し議会の中でも、どういう方向性でいくのか、1回立ち止まって検討していく時期になってるんじゃないかと。このまま、宿泊施設が決まらないまま、予算でもそういう方向でのいろんな案が出てきます。私は、期限を切っても、きちっとしないと、見通しがないままいって、結果として、県の別の施

設が、県が幅広く誘致するがために、別の施設がぼんと来ることになる、これは私たちも市民に対して説明がつかなくなるわけですよ。それだけ予算を使っていくわけですから、宿泊地誘致ということで。ところが、できたら県のほうが突然ぼんと来ると、これは本当に説明がつかなくなりますので、一度これはしっかりとどういう方向で行くのか、もう一回練り直していく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、この点について市長のご見解をお伺いいたします。

**杉本副議長** 阿古市長。

**阿古市長** 私といたしましては、葛城インターチェンジ付近のエリアにつきましては、奈良県の中南和観光の玄関口として、にぎわいのあるまちづくりの拠点として有効な場所であると考えております。今回、奈良県が2月18日に発表した、インターナショナルスクールを県内に誘致する方針については、誘致先候補地の1つに旧奈良県社会教育センター跡地を挙げているということであり、奈良県としては、未活用県有地の有効活用の1つの候補地として例示しただけで、決定しているものではないと事務方より報告を受けております。葛城市といたしましては、これまでどおりに奈良県とともに宿泊事業者の誘致を行うとともに、奈良県の動向も踏まえつつ、今回の奈良県のインターナショナルスクールの誘致や商業施設の誘致についても今後検討の余地があるのか、幅広く調整していく必要があるのではないかと考えているところでございます。これまでの市としての取組を継続しつつ、今後の奈良県の動向についても慎重に見守っていきたいと考えております。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** 今のお話だと、商業施設の誘致も含めて、奈良県の動向を見ながら、市としても幅広くそういう点についても検討していく必要が出てきているのかなというふうにお伺いしました。ただ、私は、民間宿泊施設の誘致というときに、宿泊事業者にとっては非常に不安定だと思うんですね。葛城市さんが一生懸命進めてても、県がこんなアナウンスをすると、このアナウンス1つで葛城市の努力がひっくり返るような、そんな話ですよ、これは。業者は引いてしまいますよ。あれ、これは県の施設だったんかと。県はそういう方向も考えてるのかと。ちょっと待ってくれと。こうなるので、これはもうちょっと、今こういう記事が出たところでありますから、今後、議会の中でも調査案件に上がることもあろうかと思っておりますので、もうちょっと詰めた議論が要るのかなと。でないと葛城市として信頼されるというか、民間事業者にも信用していただかなければいけませんので、そういう形で県とも連携していただけるように望んでおきたいと思っております。

これは以上といたします。

次に、学校の部活動が令和8年度4月から、地域クラブ、土日、その活動に移行していくということについて、もう少しで始まるわけですが、運営体制とか費用負担のことについて少しお伺いしてまいりたいと思っております。

現在の中学校の部活動は、教員の指導、監督の下に、平日は放課後、そして土曜日、日曜日に練習試合とか対外試合等も含めて行われているところでありまして、令和8年4月から葛城市では学校の部活動は平日に限られます。土曜日、日曜日は学校部活動ではな

いということになるわけですね。土曜日、日曜日に活動を希望する生徒につきましては、地域クラブに入会して活動することになります。この新しい制度において、生徒たちが安全に伸び伸びと活動できる環境づくり、これを進めていかなければならないと考えます。

そこで質問いたしますけれども、まず最初に、学校の部活動と地域クラブ活動の違いというのは何なのか。これについてお伺いします。

**杉本副議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いたします。

学校部活動につきましては、中学校学習指導要領において学校教育の一環として位置づけられており、生徒の自主的、自発的な参加により、責任感や連帯感の醸成、学習意欲の向上などに資する教育的意義を有するものとして認識をしております。一方で、現在進めております地域展開における地域クラブ活動につきましては、学校の管理下で行われる教育活動ではなく、社会教育活動や地域のスポーツ、文化活動として位置づけられるものでございます。以上です。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** 法律上の位置も大きく異なってくるということでもあります。学校の部活動は学校教育活動の一環、学習指導要領にも位置づけられているということでもあります。だから文部省管轄の事業ということになるろうかと思いますが、地域クラブにつきましては、先ほどありましたように、学校の管轄下にはなくなるわけです。所管の省庁はどこかということ、スポーツ庁、文化庁となっております。だから非常に性格が変わってくるわけですね。

令和7年の第4回定例会中の厚生文教常任委員会で、令和8年度葛城市地域クラブ活動について、案というのが報告されました。これは新入生の保護者対象に分かりやすく地域クラブの在り方について説明された資料でありますけれども、その時点で25の地域クラブが紹介されております。そこで、学校の管轄外となるので、これが管理運営体制がどうなるのかということが、子どもたちの安全を担保するのは非常に大事だと思いますが、これらの地域クラブを統括する運営団体、それはどこが担うことになるのか聞かせてください。

**杉本副議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 当面の間は、教育委員会事務局が運営団体となります。

以上でございます。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** 当面の間は教育委員会の事務局ということで、担当課で担うということになるわけですね。だけど本来は、文科省と外れるわけですから、一時的なもの、当面ですよ、だからね。しかし、当面であっても実際に活動は始まるわけですから、そこを教育委員会の事務局が担うということなので、そこはしっかり見ていただいかなければならないんですが、ただ、私が懸念しますのは、学校教育の中で部活動が行われているのは各学校です。だからそこには先生方がいらっしゃいます。先生方は子どもたちと日々接していろんな問題も解決に当たっておられます。もちろん、そうしたことをサポートする管理体制、校長先生以下、管理体制もあって、しっかりそこを学校教育の一環として部活動を見ている。それが今度、土日、

地域クラブに移行する。学校部活動の延長上に移行するということになるわけですから、ここで一教育委員会の担当課が持つ。これ、持ち切れるのかなと思うんです。現場のことを知っておられる指導主事の先生もいらっしゃると思いますけれども、本当、体制として手薄になると私は懸念してるんです。

これ、実は、スポーツ庁、文化庁の連名でガイドラインというのを出しております。これはホームページで見ることができるんですが、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン。そこにこういうことが書いてあるんです。関係者間の連携体制の構築等ということで、都道府県及び市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置、管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的、恒常的な情報共有、連絡調整を行い、緊密に連絡する体制を整備すると。つまり、これはスポーツ団体だけじゃないですから、ブラスバンドのような活動をやれば、これは文化的な、芸術的な活動ということですから、これから今後地域で展開していこうということになってるので、そういう地域の団体、そして当然、教育委員会、それから学校、保護者、そういう方々が集まって協議会を設置して緊密に連絡をしていきたいと思います。これが1番目。

2番目にこう書いてあるんです。地域クラブ活動の運営団体、実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時、場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図るということで、協議会が連携しながらしっかり子どもたちを見ていきたいと思いますというふうなことなんです。対外的にそういうところで活動するときに起きたトラブルなどもどうするかということはこの協議会でしっかりと見ていきたいと思いますということなんです。

そこでお聞きしたいんですけれども、こうした協議会の設置は検討されているのかどうか。このことについて伺います。

**杉本副議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 協議会につきましては、令和6年度に葛城市立中学校における部活動の在り方検討委員会を設置いたしまして、県の教育委員会、市の教育委員、体育協会会長、文化協会会長、中学校校長及び教職員代表、保護者代表の方々により、令和8年度から休日の地域クラブへ移行するに当たって、体制や運営面等についてご検討いただき、合計8回の会議を開催いたしました。令和8年度以降につきましては、関係団体や大学、民間企業などに参画いただく形での協議会設置を検討しておりまして、活動の進捗状況や今後の見通し等について情報共有し、より充実した地域クラブの推進ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。確認なんですけれども、検討委員会、先ほどあった協議会に求められているような方々がしっかり入っていただいて、検討会を重ねてきて、これが協議会と

してなるに当たって、更にそこから、それ以上に大学の先生方とか、いろんな方を招いてつくるというふうに聞こえたんですけども、確認なんですけど、つまり、これまでの検討会の人たちの体制プラスアルファでやっていこうということなのか。また新たに検討会等で人選された方々、それぞれの団体から来られた方、それを基にしながらやっていくのか、全く新たにつくるのか、よく分からなかったんで、確認をお願いします。

**杉本副議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 部活動の在り方検討委員会というのは、8回を開催いたしまして、一旦は終わらせてはいただいておりますけれども、今後も引き続き、そういう関係の方も加わっていただきながら、新たに大学の方とか加わっていただいて進めてまいりたいというふうに考えております。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。教育委員会が事務局を持つだけでやっていくのは大変難しいと思いますので、こういう協議会で相談しながら、何かあったときに、学校関係者の方もおられたり、地域の方もおられる。あるいは保護者の方もおられる中でスムーズな運営がされていくことを期待しております。

さて、学校部活動におきましては、様々なトラブルが起きます。その中で一番深刻なのは、やっぱり指導者と部員との関係などが社会的なニュースなどになったりします。そこでお伺いしたいんですけども、事故、けがだけでなく、ハラスメント、こうした問題解決についてどうやっていくかと、どういう体制がつくられていくかということも大事だろうと思うんです。そこでお伺いしたいんですが、地域クラブ内で指導者によるクラブ員、生徒へのハラスメントがあった場合、その会員、生徒さんはどこに訴えることができるのか。その解決に当たるのはどの機関になるのか、お伺いします。

**杉本副議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 万が一、指導者によるパワーハラスメントや不適切な指導が行われた場合、生徒や保護者の皆様が安心して相談、通報できる体制を整備することは、運営の主体である教育委員会事務局として極めて重要な責務であると考えております。第1に、訴えの窓口についてでございます。これまでの学校部活動における顧問、教頭、校長という学校内の報告ラインとは別に、教育委員会事務局内の学校教育課に直接届出ができる相談窓口を設置する予定でございます。また、学校の教職員にも相談しやすいよう、学校と教育委員会が速やかに情報を共有するネットワークを構築してまいります。

第2に、解決に当たる機関についてでございます。解決に向けた調査及び対応については、運営の主体である教育委員会事務局が責任を持って対応してまいりたいと考えております。

以上です。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。相談窓口を設けると。こうしたことを設けるといって自身は1つのハラスメント防止に大きな役割を果たすと思いますので、ありがとうございます。ただ、解決に当たって、事務局ということですけども、事務局だけでは現場の子どもたちの心の

ケアの問題もありますので、そこは現場の先生方と一緒にあって、平日は部活動で、多分ほぼ同じような部活動でやっていかれると思いますので、そういう先生方と一緒にあって対応していただけたらと思います。よろしく申し上げます。こうしたことで、しっかりと今、体制を構築していただいて、新たな事業ですので、大変な事業だと思えますけれども、引き続き子どもたちが安全に活動できるようにお願いしたいと思います。

これに関係してですけれども、やっぱり指導者の問題があろうかと思えます。今はだいぶ指導者も、コーチングというか、非常に我々が若い頃と違って、我々の頃はもう根性一本やりで、体罰も当たり前と、根性だけでやってきたようなところがあるんですが、ウサギ跳びとか、水飲むとか、もうめちゃくちゃですわ、昔、今と考えたら。そういう点ではスポーツ科学も非常に発達して、優秀な先生方、コーチングを学んだ方々が今は指導に当たられて本当に充実してきてると思うんです。しかし、この点につきましても、地域クラブで指導員の方が本当にいい指導していただくために研修というのも要ろうかと思うんですけれども、これについてはどうお考えですか。

**杉本副議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 指導者への研修会につきましては、令和7年度は2回開催しており、2月の開催では、併せて救命講習会なども実施をしております。令和8年度におきましても、計画的に研修を行う予定をしております。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。こうしたことで安心して保護者も送り出すことができると思いますので、よろしく申し上げます。

次に、運営に係る経費について質問いたします。地域クラブの運営経費は何で賄われるのでしょうか。また、会計責任者は個々の地域クラブに置かれるのか、それとも運営団体が一括して管理するのか、どちらなのでしょう。お聞かせください。

**杉本副議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 運営経費につきましては、国、県からの補助金を活用しながら、市及び受益者負担で賄う計画をしております。また、会計管理につきましては、運営団体である教育委員会事務局内の学校教育課において行います。

以上です。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。運営経費については今おっしゃったとおりです。管理は教委が一括すると。だから、これ、会費制になると思います。受益負担とありましたから。それも一括して教委で預かって、各クラブの活動についてもそこから渡されるということなので、これ、大変な事務負担が発生するかなというふうに私は考えますけれども、このことをお伺いします。会費についてお伺いします。保険料ということで、これは学校安全センター、今、学校の中の活動はそういうところで支払われると思いますけど、地域クラブについては、新たに保険に入らなければいけないと聞いております。この保険料や月謝を、大体ガイドラインによると年3回とか、前期、後期とか、まとめて会費として払うことになるようですね。

ども、大体月幾らぐらいを予定されているのか。クラブごとによってまた違うのかどうか。  
このことについてお伺いします。

**杉本副議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 地域クラブへの参加費については、種目に関わらず、登録費や保険料を含めて月1,000円程度を予定しております。

以上です。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** 月1,000円程度ということで、保険料も含めてですから、それなりに抑えた金額として設定していただいていると思うんですけども、問題は、新たな費用となるということなんですね。年間になると1万2,000円ぐらいになるわけですが、こうした費用について、就学援助対象制度、就学援助の中には部活動に関わることも多少入っておりますけれども、これについての補助があるのかどうか、お伺いします。

**杉本副議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 就学援助につきましては、対象とする予定としております。

以上です。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** 家庭の経済状況によって、こうしたところに差がつくことがあってはならないと思いますので、ありがとうございます。しかしながら、今、様々な子育て支援の中で、学校給食の無償化も含めて、あるいは様々な給付も含めて、子育て世帯の家計負担をできるだけ少なくして、社会全体として応援していこうというふうなことになってるわけですけども、こうした新たな費用発生について、やはりいろんな自治体がそれなりに取り組んでいるのを目にすることがあります。

1つ紹介ですけども、神戸市長が2月10日に、部活動の地域展開に伴う条例及び基金の設置について臨時記者会見を開かれました。その内容は、地域クラブ活動の環境整備のために基金を設けて10億円を積み上げると。これは人口が違いますからあれですが、また、会費の保護者負担の軽減のために月1,500円、神戸市は、参加費、会費が3,200円になるようです、平均して。だから月1,500円ですね。就学援助世帯については月3,000円の援助を行うと。参加者の保険料、年間800円も神戸市がこれは負担するというのを記者会見で述べられました。私、たまたま神戸市内におったものですから、テレビで報道を見て、わあ、すごいなど。すごく興味を引いたんですけども、引き続き葛城市におきましても、1,000円、就学援助対象世帯についてはそれはないということですけども、それ以外の方々には新たな負担が発生するということになりますので、学校のクラブ活動の延長ですから、経済的事情でこれぐらいだったらということはあるかもわからないけど、ご家庭によっては、もう土日やめときなさいと、平日だけのクラブにしなさいと子どもが言われるのが、私はつらいとこだなと思うんですよ。だから平日と同じように、土日も仲間と一緒に活動できるように、この点については、できるだけ軽減していただきたいということをお願いします。先ほど神戸市にあったように、保険料だけでも葛城市が持つとか、いろんなやり方があるかと思いますの

で、よろしく申し上げます。

もう飛ばします。備品とか、備品管理の問題とか、いろいろあろうかと思いますが、もう細かいので飛ばして、指導者の費用弁償について少しお伺いいたします。地域クラブ活動の指導員は、これはボランティアなんでしょうか。それとも運営団体と雇用関係が発生するものなんでしょうか。また、土曜日、日曜日の活動となれば、大会参加の引率とか出てまいります。練習試合の引率もあろうかと思えます。他市へ出かけるということがありますけれども、こういう方々、ボランティアやったら無報酬かもわかりませんが、報酬が発生する、あるいは謝金が発生する場合、こうした費用弁償についてはどうなっているのか、お伺いします。

**杉本副議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 地域クラブの指導者につきましては、教育委員会のほうから委嘱を行いまして、交通費を含めた一定額を謝金としてお支払いをさせていただき予定をしております。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** つまり費用弁償ではないということですね。一定額を、交通費見合い分も含めて謝金という形で、その中で大会とか引率のときも費用として払っていただくと。どの程度か分かりませんが、今後、そういう方々の足が出ないように、費用弁償にかなり当たるぐらいやっていたらと思います。こんな費用弁償なんかをやり出したら、事務作業が大変になりますもんね。それは致し方ないところだと思うんですけども、そういうことで、いずれにせよ、教育委員会事務局が運営団体として、これは大変重責をこれから担っていく、事務的のところも含めて出てくるかと思うんです。

そこで最後お伺いしたいと思うんです。そこをしっかりと体制をバックアップする必要もあろうかと思えますのでお伺いしますが、地域クラブの運営については、会費の徴収とか、個々の地域クラブの会計とか、先ほどの大会日程と活動日程を公表するとか、25のクラブ、これ、管理していくということになります。また、指導者への謝金の支払いとか、かなりの事務量が、私、恒常的に発生すると考えます。また、事故とか、けがとか、あるいはハラスメントの問題とか、いろんなこともあろうかと思えますので、地域クラブの活動を安定的に運営していくために、運営団体に対する適正な人員配置とか、特に今回、教育委員会等、事務局、ちゃんと人員配置を手当てしないと不測の事態が起こることも考えられますので、この点について教育長のお考えをお聞かせください。

**杉本副議長** 椿本教育長。

**椿本教育長** よろしくお伺いいたします。地域クラブの円滑な運営には、指導者のマッチング、あるいは施設の調整、参加登録や安全管理といった多岐にわたる事務が発生するものと認識しております。まず、当面の間、本市が運営団体となる期間の体制につきましては、学校教育課内に、学校と地域、そして保護者との調整を担う地域活動コーディネーターを新たに配置いたします。このコーディネーターを中心に学校教育課職員とが現場の問題解決に当たること、まずは混乱のない着実なスタートを切るとともに、運営上のノウハウや課題を教育委員会が直接蓄積してまいりたいと考えております。

次に、将来的な体制の展望についてでございます。教育委員会事務局内で蓄積したこれらの実務経験や運営上のノウハウは、将来的に運営団体を地域のスポーツクラブや民間事業者等へ移行していく際の極めて重要な指針になると考えています。将来的には、運営を担う団体に対し、単に事務を委ねるだけではなく、運営支援を継続することで地域主導の体制が自立して機能していくよう段階的に引継ぎを行っていく予定でございます。教育委員会といたしましては、運営主体となる間に持続可能な事務の仕組みをしっかりと構築し、将来的にどの団体が運営を担うことになっても子どもたちの活動が停滞することのないように、責任を持って体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。出発までも大変なご尽力をいただいたと思いますが、引き続きスムーズな活動ができるようお願いしたいと思うんですが、1つだけですけど、コーディネーターは何人配置されるのか、お願いします。コーディネーターを配置するということで。

**杉本副議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 令和8年度については、1人を予定しております。

**杉本副議長** 谷原議員。

**谷原議員** 1人と言わず、2人、やっぱり複数で当たるのが私は大事かなと思います。財政的な要因もあるでしょうけれども、考えていただいて、様子を見ていただいて、場合によっては、そこはしっかりと支えていただきたいと思います。とりわけ、やっぱり学校の部活動というのは、大変教育活動上、非常に大きな役割を学校教育の中で果たしてきた歴史があるかと思えます。子どもたちにとっては、勉強だけでなく、学校が友達と交流する場であるということ非常に有益な活動であったものを、土日はそういう地域クラブ移行ということになって、大変大きな改革です。これは、1つは学校の先生方がこれまで大変な負担をされてきて、まさに土日もなく、やってこられた先生方がおられて、そのことが教員の働き方改革の中で問題になり、こういうことにもなりましたし、また、指導者自身が少なくなって、ちゃんと子どもたちを導けないと、部活動の中で、そういうこともあってこうしたことになってきたわけなんですけども、日本の学校教育の中で部活動というのは大変大きな役割を持ってきたものですから、引き続き土日でも、しっかりと子どもたちにとっていいものになるようにご尽力いただきますことをお願い申し上げまして、一般質問させていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

**杉本副議長** 谷原一安議員の発言を終結いたします。

次に、4番、速水一生議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、速水一生議員。

**速水議員** 皆様、こんにちは。日本維新の会の速水一生です。ただいま議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私からは3問でございます。近鉄南大阪線尺土駅周辺の開発についてと、救急搬送先受入れ病院の公共交通の在り方、そして葛城市総合計画の安心・安全な生活環境についてです。

なお、これよりは質問席にて行わさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

**杉本副議長** 速水議員。

**速水議員** それでは、よろしくお願いいたします。

まず1つ目の、近鉄南大阪線尺土駅周辺の開発についてお尋ねします。葛城市都市計画マスタープランからもあるとおり、近鉄南大阪線尺土駅周辺は重点地区とされております。特急停車駅として、そして急行でも阿倍野橋駅まで2駅と大阪へのアクセスもよく、交通の要となっており、近畿日本鉄道株式会社の発表では、1日の平均乗降客数も約4,100人と本市で乗降客数最大の駅でございます。令和6年3月7日、吉村始議員による一般質問において、阿古市長は、駅前のにぎわい交流拠点という観点から、商業施設の誘致、サービス機能の充実をはじめ、工場移転等の居住環境の整備、保全を進めてまいりたいと答弁されております。今もお変わりございませんでしょうか。お変わりなければ、改めて今後のプランをお尋ねいたします。

**杉本副議長** 阿古市長。

**阿古市長** 基本的な考え方は変わっておりません。近鉄南大阪線におきまして尺土駅というのは特急のとまる駅でございまして、今、ロータリーの駅前広場の整備にかかっているとところなんですけども、そちらが完成すれば、駅前広場を持っている駅というのは意外と少のうございます。近鉄南大阪線におきましては、もし、完成すれば、葛城市の尺土駅、それと橿原神宮駅の2つであるという認識を持っております。また、立地的には御所線との接続の駅になっておりますので、非常に価値の高いエリアになると考えておりますので、にぎわいの拠点として、葛城市の多分これは将来30年、50年を担うべきエリアになるのではないかと、起点となるエリアになるという思いを持っております。できるだけ早い時期にそのような形に持っていきたいという思いでございます。

以上でございます。

**杉本副議長** 速水議員。

**速水議員** ありがとうございます。では、近鉄南大阪線尺土駅周辺の進捗状況をお尋ねします。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 都市整備部の安川です。

まずは進捗状況ですが、令和4年度に尺土駅舎西側に新葛下川4号橋を設置し、今年度、周辺の道路改良工事が完了したことから、未開通となっておりました葛下川新4号橋が開通となり、八川保育所・尺土線の駅舎東側の踏切から保育所北側の踏切までの間、北側の歩道が開通いたしました。また、保育所近くの踏切南側のT字路において植栽部を撤去し、交差点部の見通しの改善工事も実施しております。令和8年度におきましては、尺土駅南出口付近において暫定型の駅前ロータリーと歩道を整備し、車両の対向が困難となっている箇所の解消と、送迎車の維持、駐車スペースの確保を行う予定でございます。

以上です。

**杉本副議長** 速水議員。

**速水議員** 尺土駅南出入口付近の暫定型駅前ロータリーと歩道の整備、そして車両の対向が困難な箇所解消もしっかり進めていただきたいと思います。こうやって尺土駅南側の道路は拡幅も進み、きれいになっておりますが、八川保育所・尺土線とつながる主要幹線道路へのアクセスとして、尺土駅周辺の道路と踏切についてお尋ねします。駅西側の磐城3号踏切においては、車道と歩道部分が分離されておらず、踏切の南北で歩道が整備されていても意味をなしてはおりません。また、送電線の鉄塔があり、歩道整備の大きな障がいとなっております。

次に、駅東側の市道と尺土1号踏切においては、普通車クラスの車両同士が擦れ違えない幅であり、当然、こちら踏切内は歩道との区別もされておられません。ここは南側に位置する企業の搬出入で大型車も通行します。要となる道路部分もそうですが、横を走る東の川をグレーチング化し、拡幅を行うべきではないでしょうか。また今後、駅周辺交通事情を踏まえて、更にその東側の尺土2号踏切においては、普通車が通行できる幅すらなく、また、踏切から南北に位置する尺土と疋田の地域に至っては、現在買物の中心となるスーパーマーケットへも、西側から迂回もしくは南から、これまた極端に狭い踏切を越えて東側へ迂回するしかない状態です。こちらにも横に太田川が走っており、グレーチング化による道路と踏切の拡幅を行うべきではないでしょうか。近鉄尺土駅前について、市の玄関口にふさわしい整備を進めるという重点計画上、せっかく八川保育所・尺土線の整備を行っていても、それにつながる主要道路とそこを通る踏切、こちらがよくならなければ意味はございません。

以上3点をお尋ねします。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 踏切の拡幅のために必要な歩道幅員の確保のため、水路、河川の暗渠化についてでございますが、まず、八川保育所近くの磐城3号踏切を北側に渡った市道の東側については、道路側溝があり暗渠化は可能ですが、道路管理者としては歩行者動線を道路西側歩道に誘導したいと考えております。側溝の暗渠化は、維持管理面において地元水利との協議や、工事の実施について隣接住宅の方のご理解が必要と考えます。また、磐城3号踏切の南側の送電線鉄塔周辺の歩行空間の確保については、現在、関西電力とその方策について協議を進めているところでございます。

次に、尺土駅舎東側の尺土1号踏切の西側に沿って流れる東の川及び尺土2号踏切の西側に沿って流れる太田川の暗渠化でございますが、共に一級河川であることから県管理の河川であり、河川断面の確保や施工協議等について時間を有すること、また、地元水利協議、費用面など多くの高いハードルがございます。また、踏切の拡幅には、統廃合等により市内の別の踏切を閉鎖する必要がございます。小さな踏切の閉鎖でも、その踏切を利用されている市民の方の生活動線が大きく変わってしまうことから、慎重に検討を進める必要があると考えます。

**杉本副議長** 速水議員。

**速水議員** まず、磐城3号踏切周辺ですが、鉄塔についてはぜひとも進めていただきたく存じます。

西側歩道に歩行者を誘導したいのも理解します。しかしながら、八川保育所・尺土線の丸いベンチが置いてある北側歩道との接続はどうお考えですか。

杉本副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 八川保育所・尺土線の北側歩道と保育所東側の西側歩道との接続でございますが、今年度末をめどに、公安委員会がT字路東側付近に八川保育所・尺土線の北側歩道と南側歩道をつなぐ横断歩道を新設いたします。西側歩道への動線は、新設される横断歩道で一旦、北側歩道から南側歩道へ渡り、その後、西側歩道へ既存の横断歩道を渡ることとなります。以上です。

杉本副議長 速水議員。

速水議員 南北への横断歩道を新設とのことですが、八川保育所・尺土線の北側歩道の磐城3号踏切のそばには、鉄塔に向けて横断や北上があたかもできるようになっているのが気になるところなのですが、今回は趣旨から外れますので、ひとまず置いておきます。

次に、東の川と太田川の暗渠化ですが、非常に時間のかかることで、高いハードルがあるのは重々承知しております。しかし、最初の一步を踏み出さないと前に進まないわけです。毎度同じことを言ってる気がするんですが、ハードルが高いからこそ、しっかり市からも県に対して話をし、協力し連携していきましょうよ。山下真奈良県知事も、市からの要望がありましたら前向きに検討させていただきますとおっしゃってるんです。

踏切に関しましては、磐城3号踏切、尺土1号踏切は、国土交通省近畿地方整備局の緊急に対策の検討が必要な踏切、カルテ踏切に、令和6年1月18日に移動等円滑化要対策踏切として法指定されています。協議会も設置されていますよね。法指定踏切とは、指定された箇所において、法の規定に基づき、立体交差や拡幅等の対策に加え、周辺迂回路の整備などの面的、総合的対策や踏切道のバリアフリー化など、地域の実情に応じた幅広い踏切対策が検討、実施されるということになります、とございます。統廃合と法指定、一体どちらが優先されるんですかね。そして統廃合というなら、統廃合の推進基準と立体交差を計画してるのでしょうか。

杉本副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 現時点で、磐城3号、尺土1号踏切の拡幅、立体交差化や、東の川や太田川の暗渠化を行う計画はございませんが、実現の可能性も含め、慎重に検討するべきものと考えます。また、踏切の拡幅に係る統廃合と法指定と、どちらが優先されるのかとの質問についてですが、踏切の法指定後に統廃合が必要かどうかの判断となり、事業の内容によることから、優先の判断は難しいと考えております。

杉本副議長 速水議員。

速水議員 法指定から統廃合が必要かの判断とのことですので、必ずしも統廃合が必要ではなく、判断できるものとのことですので、そこはしっかり市民目線になって判断をしていただきたいと存じます。これからはしっかりと再開発のための利便性向上等を検討し、推し進めていただきたいと存じます。そして何より、市単独ではなく、国や県と協力した近鉄尺土駅前の再開発プランをいま一度検討し、くみ上げられることを要望いたしまして、1つ目の質問を終了いたします。

続きまして、2点目、緊急搬送先病院への公共交通の在り方についてお尋ねします。皆様

のご存じのとおり、救急搬送といえども、症状ごとに搬送先が決まります。そして、搬送先を申し入れはできません、基本、受入先病院は選べません。受入先が了承した場合や拒否した場合など、いろいろな状況に合わせて、現場判断で決定されます。

葛城市においては、心肺停止は奈良県立医科大学附属病院、平成記念病院、大和橿原病院、平尾病院、大和高田市立病院、土庫病院、済生会御所病院、香芝生喜病院。脳卒中の疑いは、奈良県立医科大学附属病院、平成記念病院、平尾病院、大和高田市立病院、土庫病院、済生会御所病院、香芝生喜病院。共通、急性冠症候群の疑いは、奈良県立医科大学附属病院、大和橿原病院、香芝生喜病院。外傷は、奈良県立医科大学附属病院、大和橿原病院、平尾病院、平成記念病院、大和高田市立病院、土庫病院、中井記念病院、吉本整形外科・外科病院、済生会御所病院、香芝旭ヶ丘病院、香芝生喜病院。周産期は、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター。小児は、奈良県立西和医療センター、済生会中和病院、国保中央病院、大和高田市立病院、土庫病院、南奈良総合医療センター、香芝生喜病院。ほかにも、腹痛や吐下血、精神疾患、呼吸器疾患などございますが、一例として挙げさせていただきました。こういった症状に合わせて、救急搬送候補者リストとして奈良県に中和地域の基準としてされております。

そして、令和6年度に本市で救急搬送された人数と搬送先、その理由になります。搬送先の多い順から、大和高田市民病院が432名、香芝生喜病院が302名、土庫病院が203名、奈良県立医科大学附属病院が190名、済生会御所病院が128名、吉本整形外科・外科病院が118名、平成記念病院が118名、中井記念病院96名、南奈良総合医療センター65名、西和医療センター64名、香芝旭ヶ丘病院63名、高井病院45名、済生会中和病院が35名、天理よろづ相談所病院33名、国保中央病院32名、平尾病院25名。あとは少数になるので、時間の都合上割愛させていただきますが、参考として、なんのレディースクリニックや岡野産婦人科など、また大阪への救急搬送もございました。そしてその理由ですが、火災が7件、交通事故155件、労働災害32件、運動競技が5件、一般負傷が371件、加害が1件、自損行為が17件、救急が1,695件、その他、病院間の搬送などを含めて226件となっております。データのとおり、葛城市においては、大和高田市立病院、香芝生喜病院への搬送が群を抜いて多いわけですが、それを踏まえて、公共交通のデータになります。

ここでお尋ねします。蓮花ちゃんバスの内回り、外回り、合算した令和6年度の乗降者数の多いバス停トップ10とその乗降者数をお答えください。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

令和6年度の環状線の内回り、外回りを合算した乗降者数の多いバス停については、一番多いのがゆうあいステーションで乗降者数が1万295人、2番目が高田市立病院前で8,350人、3番目が尺土駅前で6,019人、4番目が尺土北で6,017人、5番目が磐城駅で4,812人、6番目が當麻庁舎で3,317人、7番目がイトーピア集会所で2,949人、8番目が近鉄新庄駅で2,903人、9番目が磐城第2保育所前東で2,704人、10番目が忍海で2,405人となっております。

杉本副議長 速水議員。

速水議員 当然とは言えますが、主要駅と大和高田市立病院、ゆうあいステーションが多いわけですが、ここで病院に焦点を絞らせていただきます。大和高田市立病院へは蓮花ちゃんバスが行ってます。救急搬送先としては少ないですが、吉本整形外科・外科病院にも行ってます。なぜこれだけ救急搬送先として2番目にも多くて、各症状にも対して多く受け入れている香芝生喜病院がないのですか。その明確な理由をお尋ねいたします。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 香芝生喜病院については、近鉄南大阪線二上山駅から無料送迎バスが出ております。葛城市の公共バスで最寄りの近鉄の駅をご利用いただければ香芝生喜病院に行くことができますので、公共交通の目的である、公共施設、鉄道駅、病院、商業施設等をつなぐ地域の生活交通としての移動手段が確保されていると考えております。公共バスが他市に乗り入れる場合には、葛城市公共交通活性化協議会で議決後、乗り入れ先の公共交通活性化協議会においても承認をいただく必要がございます。また、仮に香芝生喜病院まで延伸した場合には、最寄りのバス停のゆうあいステーションから片道で5.4キロ、往復で20分程度かかることから、環状線を一周するのに更に時間を要することになるとともに、運行に係る委託費用についても増加することになりますので、現時点では検討しておりません。

杉本副議長 速水議員。

速水議員 ご回答のとおり、香芝生喜病院から無料送迎バスは、これはかなり手厚く出ているのは存じ上げております。しかし、駅が近い方はまだいいですが、駅から遠く、1日3本から5本のバスかタクシーで駅まで出て、そして1時間に2本から4本の電車で移動して、そして送迎バスを乗り継いでいくのと、バス一本で行けるのとは大きな違いがあります。後でデータを出しますが、大和高田市立病院と香芝生喜病院の入院患者数に対して、通院患者数に大きな差があるのがその理由の1つではないかと考えられます。また、香芝市との調整は確かに分かります。でも現在、大和高田市とはしてるわけですよ。ですから、これはできないわけではございませんよね。そうすると、委託費と採算とのことですが、では、各乗降客数に関する運賃等、各路線でどういう計算式で委託費は決定しているのか、お尋ねします。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 コミュニティバスの委託費用については、環状線ルートとミニバスのルートとで、それぞれに分けた形で、年間走行距離、必要運転者、必要車両数の基礎数値を算出し、それを基に、運転者人件費、非乗務員人件費、整備人件費、一般管理費、燃料油脂費、車両修繕費、車両償却費、その他の諸費などを算出し委託費用を決定しております。

杉本副議長 速水議員。

速水議員 直接的な経費の一括でまとめるのと、とても詳細にしてあるとは言い難いと感じます。乗降客数による消耗の違いや運賃の売上げもあるわけですから、ただ、今回の趣旨から外れますので、これは改めて別の機会に質問させていただきますが、現在、路線にもあるゆうあいステーションから香芝生喜病院まで約5.4キロ、時間にして10分から15分の距離です。大和高田市立病院への乗降客数と救急搬送数、葛城市内在住の現在治療を受けられて

いる患者数を比較すると、大和高田市立病院への救急搬送は432名、令和6年度の入院患者数が1,355名、通院患者数が3万8,113名、蓮花ちゃんバスの乗降客数が8,350人とのことで、対して、香芝生喜病院の救急搬送数は302名、令和7年度の入院患者数が491名、通院患者数は3,504名、直通の公共交通はなしという現状です。

大和高田市立病院との単純比較で決まるわけではございませんが、比率で考えますと、入院患者数に対し香芝生喜病院の通院患者数が極端に低いのは、公共交通の不便さが表れているともとれると思うんです。そして公共交通が不便な状態でも、この人数なんですよ。この数字だけでも需要が多いのは分かると思います。そして、そもそもですが、そういった患者さんが自分で運転できるんでしょうか。元気に歩けるんでしょうか。常に送迎してくれる家族がいらっしゃるんでしょうか。ひとり身の方は。いま一度お尋ねします。必要ではありませんか。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** まず、大和高田市立病院へコミュニティバスが現在乗り入れている経緯につきましては、もともと奈良交通バスが定期路線として運行して、葛城市から大和高田市内まで乗り入っていた路線を葛城市がコミュニティバスとして引き継ぎ、大和高田市立病院まで乗り入れているものでございます。先ほども申し上げましたが、制度面から公共バスが他市に乗り入れる場合には、葛城市公共交通活性化協議会で議決後、乗り入れ先の公共交通活性化協議会においても承認をいただく必要がございます。また、費用面につきましては、利用者数に見合った費用として妥当であるのか、改めて検討する必要がございます。病院も含めて、他市との乗り入れには慎重に検討する必要があると考えております。

**杉本副議長** 速水議員。

**速水議員** もともと路線があった、なかったは、奈良交通さんと葛城市の理由であって、市民は関係ないですよ。香芝市さんのコミュニティバスで香芝生喜病院のバス停はあるんですよ。なくても、必要があればつくればいいじゃないですか。また、制度面とも言いますが、できない理由にはなっていないですよ。協議していきましょうよ。そして予算の都合など難しいのであるならば、タクシーチケットなどで対応するのを検討していただいてはどうでしょうか。救急搬送先は選べないものなので、選ばれた先で入院だったり、通院だったりするわけです。そして何より、普段から大和高田市立病院という選択肢だけではなく、総合病院として複数の選択肢があったほうが市民の皆様の医療の幅と安心も増えるわけです。ぜひとも、命を救う、そして安心して住める、葛城市民のために早急な対応を求めます。

続きまして、3つ目の、葛城市総合計画、安心・安全な生活環境の整備についてお尋ねします。奈良県警本部データによると、葛城市での令和6年度犯罪認知件数は167件と前年度より32件増加、そして令和7年度2月時点においては、1か月を残したこの時点で既に10件増加で177件となっております。高田警察署データで、夜間、日没から日の出までの交通事故件数は、令和6年度で人身事故が28件、物損事故が215件です。どちらもお世辞とは言えない、少ない数字とは言えません。

警察庁の発表によると、交通事故件数は年々減少しているのに、生活道路、道路幅員が

5.5メートル未満の道路の事故の件数は、微増から横ばいとなっているとのことです。こういった現状を踏まえて、皆様からも住宅街が暗くて怖いというお声を多くお聞かせいただいております。ここで防犯灯の設置に関する補助基準と令和7年度の設置及びLED化件数、補助額をお聞きいたします。

**杉本副議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 総務部の林本です。よろしく願いをいたします。

街灯の設置につきましては、現在、地域の実情を最も把握しておられる各大字の判断により設置していただき、市といたしましては、葛城市街灯等整備事業補助金交付要綱に基づき、その費用の一部を補助する形で支援を行っております。補助基準とその内容といたしましては、まず、新設の場合、補助対象経費の限度額は1基につき5万円とし、補助率は2分の1となります。ただし、街灯を強化できる電柱などがなく、鋼管ポールなどを設置した上で街灯を新設する場合は、その鋼管ポール等1本につき5万円を限度として加算をした額となります。ただし、付近に民家がなく、かつ、その受益範囲が複数の大字に及ぶ場合で、集落周辺からおおむね100メートル以上離れた場所に街灯を新設する場合は、1基につき補助対象経費が2万5,000円までは全額補助とし、2万5,000円を超え、補助対象経費の限度額である5万円までの部分については、2分の1を補助するものとなっております。

次に、取替えに係る経費の補助の額は、補助対象経費に関わらず、蛍光灯1基当たり5,000円、水銀灯など1基当たり1万円、遮光版付きのLED灯1基当たり1万2,000円となっております。

次に、遮光版の追加設置に係る経費の補助金の額は、補助対象経費に関わらず、1基につき4,000円となっております。

続きまして、設置件数及び取替え件数、これに対する補助金交付済額ですが、令和4年度は、新設が24件、取替えが150件、予算額が250万円に対して補助金交付済額220万3,600円、令和5年度は、新設が24件、取替えが137件、予算額は240万円に対して補助金交付済額205万2,000円、令和6年度は、新設が26件、取替えが33件、予算額は150万円に対して補助金交付済額が82万9,100円、令和7年度、こちらは令和8年1月末現在となっておりますが、こちらでは新設が11件、取替えが32件、予算額が150万円に対して補助金交付済額が71万4,900円となっております。また、住宅地から離れていること、また、大字間の調整が困難な場合などには、要望に応じて市が全額を負担し設置工事を行っております。こちらの設置件数及びその工事費ですが、令和4年度は7件、予算額100万円に対して工事費34万7,600円、令和5年度は9件、予算額が100万円に対して工事費が36万500円、令和6年度は13件で、予算額が80万円に対して工事費が75万8,340円、令和7年度、こちらも令和8年1月末現在ですが、6件で予算額80万円に対して工事費が77万5,726円となっております。

**杉本副議長** 速水議員。

**速水議員** 大字全体に至っては、年間新設11件とLED化32件ということで年々減少しており、市が全額費用負担する大字間の設置に至っては、近年2年間においては、ほぼ予算を使い切っている状態ですが、これを見る限り、大字の負担分が影響しているとも考えられます。ですか

ら、安心・安全な生活環境の整備を行っていく上で慎重に対応していく必要があるかと思えます。しかし、暗くて怖いんですと、特に女性から多くの声があるのも事実でございます。

ここから少し交通事故に掘り下げていきます。一般社団法人日本自動車会議所によると、近年はヘッドランプがまぶしいという声が増えているようだ。明るく、直進性が強い光を出すLED（発光ダイオード）のヘッドランプの普及が原因の1つとっております。これに関して皆さんも、前から自動車がまぶしいと感じておられる方は多いのではないのでしょうか。これに関して興味深い内容を一般社団法人照明学会が発表しております。その中の一部を紹介いたしますが、車と道路の照明強調に関する研究調査報告書より、死亡事故は死傷事故に比べ夜間の死亡事故割合が増加しており、特に人対車両事故は夜間が7割を占めている。各視環境における評価において、かなり詳細な環境でのアンケート検証が行われており、ヘッドライトの有無、沿道、交通量、周囲の照明の有無などの総合的観点から、歩行者視認性に影響を与えている時間環境条件としては、影響が大きいほうから、道路照明、沿道、交通量、前照灯、いわゆるヘッドライトと発表されております。また、グレアと透過網膜光度から視機能低下グレア、すなわち目に強い光が入って、入射すると眼球内で光が錯乱し、視野内にベールがかかったように見えにくくなる現象ですが、これは対象物と背景とのコントラスト、光度比が落ちるために対象物の視認性が下がってしまう。ここで対象物の視認性を上げるためには、グレアが発生しない場合と同等にしようとする対象物を照らし光度を上げる必要があります。

また、複合的な事情から、日本では同光度で照明した場合よりも明るく感じたり、空間の明るさの均一性が向上する機能を持つ薄明視環境配慮型LED防犯灯が開発された事例がございます、とも発表されております。この発表内容と先ほどの道幅、幅員5.5メートル未満の生活道路での事故件数微増もしくは横ばいから、夜間運転に対し、歩行者視認性からも防犯灯の有無は非常に重要であり、また薄明視環境配慮型LED防犯灯の普及も重要であると言えます。

改めてお聞きします。防犯灯の設置は安心・安全に直結しており、安心・安全な生活環境の整備を進める上でも、そして何よりも、皆様のお声に大字が対応できるように、防犯灯の大字負担軽減に伴う見直しと、市が全額負担する大字間の設置金額を増やすべきではないでしょうか。

**杉本副議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 街灯は、夜間における歩行者や自転車利用者の視認性を高め、交通事故の未然防止に資する重要な社会基盤であり、特に高齢者や子どもたちが安心して通行できる環境を整えることは、交通安全の基本であると認識をしております。また、防犯の観点からも、適切な照明環境は犯罪の抑止効果が期待されるものであり、地域の安心感の向上にもつながるものと考えております。暗がりをなくすことは、地域全体の防犯意識の向上にも寄与するものでございます。これらを踏まえ、街灯に係る電気料金につきましては、全額を市が負担させていただいております。

なお、街灯設置に対する補助の在り方につきましては、今後、調査、研究してまいりたい

と考えます。

**杉本副議長** 速水議員。

**速水議員** 道の駅ふたかみパーク當麻の近くでも、暗くて歩行者が見えなかったとして、横断歩道で人对自動車の人身事故がありました。自転車や単車がとられたとか、車上荒らしの被害に遭ったとか、これは奈良県警本部犯罪オープンデータとして公開されていますので、数多くの研究データも発表されています。夜間の視認性向上や心理的抑制効果を通じて犯罪を減少させる効果ももう実証されています。こちらもしっかり調査していただいて、早急な対応を求めます。

以上をもちまして私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

**杉本副議長** 速水一生議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時50分をお願いいたします。

休 憩 午後2時35分

再 開 午後2時50分

**増田議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、川村優子議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

11番、川村優子議員。

**川村議員** 皆様、こんにちは。川村優子でございます。本日の一般質問最後となりました。どうぞ皆様、お疲れのところでございますが、最後までご清聴いただきますようお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問は、今回、市道の整備計画についてを質問させていただきます。

これよりは質問席にて行わせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

**増田議長** 川村優子議員。

**川村議員** それでは、よろしくをお願いいたします。

今回は市道についてでございます。市道に限らず、道路を造る役割というものは、地域の安全、そして経済の循環、暮らしを支える基盤の維持、強化にあります。交通量の増大に合わせた交通対策として、通勤、通学、通院、買物などの日常生活の移動の確保、ごみ収集や上下水道、電気、ガス等のインフラ維持の基盤、また、バス路線などの走行空間の確保などがあるわけでございますが、2017年に葛城市都市計画マスタープランの見直しを行い、9年目を迎えるこの上位計画である総合計画に即して、次年度の作成に向けて準備にかかっておられることと思います。都市計画マスタープランには、交通量の増大に合わせた交通対策、安全対策として、日常生活等の都市活動の利便性を高めるため、などが道路施設整備の考え方として示されております。

大和高田バイパス未整備部分、現在、第4工区の早期完成に向けて整備を促進していただく。これは国の事業でございますが、今、こういった事業、そして、広域幹線道路である仮称弁之庄・木戸線の整備促進、これは尺土駅周辺の整備が整い次第、またこういった計画も進捗していくということと聞いております。そして、尺土駅前広場の早期完成、これは先ほども速水議員の質問にございました。そして、中道・諸楯線の整備など、計画を具体例とし

まして示されているわけですが、引き続きの努力をいただきたいということを申し添えておきます。

私が今回、市道としての生活道路の整備として、市街地や集落地における生活道路となる主要な市道の改良を推進します。そして集落地などにおいて十分な道路体系の整っていないところを中心に、整備効果や地域の協力体制などを踏まえた上で、順次、生活道路の整備を推進するとともに、狭隘な道路の解消に努めていくということが都市計画マスタープランには書かれていることと思います。そこで今回、改良が必要である市道、これは特に1つのポイントを指して今回は示させていただきますが、電子資料として写真で示させていただいておりますので、事務局のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、写真1をお示しただけですでしょうか。ここは葛城市の農村広場から北へ100メートルほど行ったところでございます。市道当麻寺駅前・役場線で北の方向に幅員が狭小となっている箇所でございます。写真2をお願いします。これは、もう少し前進しまして、北から南に車が走ってくる、向こうから走ってくる、北から走ってくる、このような状況である。車がこれほどの幅で走ってくる間に、今、示されている赤いポールコーンと緑色の鉄板が敷かれている部分がございます。この部分が歩道となっているんですね。すいません。写真2を取り下げてください。旧町の時代から、この市道につきましては、市民や地元から改善要望はなかったのでしょうか。この一部狭小となっている箇所に緑色の鉄板が敷かれていますが、この敷かれている経緯というものを一度説明をいただきたいと思ひます。

**増田議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 都市整備部の安川です。

ご指摘の、市道当麻寺駅前・役場線において一部幅員が狭小となっている箇所につきましては、車両の対向が困難であることや歩行者の安全面における改善の要望については確認をしております。道路管理者としても、改善が必要である箇所として認識しておりましたが、地権者との交渉が困難であるとお話もお聞きしておりましたので、現在まで道路拡幅には至っておりません。

ご指摘の、狭小箇所の鉄板敷設については、令和3年度に當麻区が集落環境整備事業補助金を活用し、開渠水路に歩行者空間確保のために鉄板を敷設されました。また、道路管理者より同箇所にポールコーンも併せて設置しております。

**増田議長** 川村優子議員。

**川村議員** もう一度、申し訳ないんですが、写真2をお示しただけませんか。今、答弁いただきましたように、安全性確保ということで、赤いポールコーンの本当に内側、ここが歩道の役割をしてるということでございます。歩道の役割をしてるということは、多分これ、見た感じでは、人1人歩けるぐらいなのかなというふうに思ひわけですが、何とか歩道を確保したという経緯について今、説明をいただきました。

そしたら、次に写真3をお願いしますと思ひます。この写真は、先ほどの地点から反対側、北に向かいますと、車が少し狭小な道から少し拡幅されております。赤いポールと車の接近状態というのが、これでもっと反対側から見たときによくお分りかと思ひわけでございます。

すが、ポールの部分、ズームアップできたらしてほしいんですが、難しかったらよろしいですけれども、狭小となっている箇所の道路幅員の、要するに距離、そして手前、ちょっと広くなるところの幅員というのが何メートルあるかというのを教えていただきたいんですけれども。

**増田議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 一部狭小となっている部分、70メートルの区間の道路幅員は3メートルでございます。その北側、薬局の西側道路の幅員は、薬局建築の際に道路中心より3メートル後退し、5.1メートルとなっております。

**増田議長** 川村優子議員。

**川村議員** 今説明ありましたように、地元のご協力で3メートル控えていただいて、それまでもともと3メートルしかなくて、ごめんなさい。最初は、これは、70メートルの区間、一番狭小となっているところが3メートルで、その中心から3メートル控えていただいたので5.1メートルになったと。先ほど速水委員がおっしゃったように、道路で5.5メートル以下の狭小な道路ということになってるといことはこの内容でお示しいただきました。本当に地元のご協力がありまして、少し車の対向が、この部分で待つ時間はありますけれども、何とか70メートルの間を交互に、目視できる状態で交互に対向できるという、今そんな状況になっている状態でございます。

今までで少しずつ努力をいただいてこういう経緯になったということは、やっぱり地権者さんとの問題もありますので、なかなかそんなに、こちらの行政の意思だけでとんとんといくものではないということなんですけれども、開発に伴ってそういった状況になったということをお示しさせていただきました。

都市計画のマスタープランにありますように、順次、生活道路の整備を推進するとともに、狭隘な道路の解消に努めている計画の1つで、この往来の多い道、何とか再度、またこの狭小となっている部分を、地元の交渉を積極的にお願いをしたいということが今回の質問の要望でございます。

では、次の写真は、ここ、通学路になっておりますので、その写真を順次見たいと思います。今、これ、ごめんなさい。涙マークになってますけど、本当にこういう狭い道を1列ないし2列で、毎朝こうして通学している中学生でございます。写真5をお願いします。そして車が通るわけですね。通ると本当にこんなに接近した状態で、これ、小学校だったら多分危ないでしょうね。中学生のいろいろといろいろなことがよく分かる年頃になってるので、こういった整列して、まだ登校していただいているという状況であるというのは、皆さんご覧いただけたと思います。

写真6をお願いします。これはもう1人はみ出てる写真があるんですが、2列で歩けないんですよ。この子は多分、私、後ろから見て、急いでやったんです。走ってやったんです。だから多分走って学校に行かんとあかんので、先に歩いている子を追い越そうとしてたんですね。だから早足で歩いておられたという状況でした。ありがとうございます。本当にこのポールからはみ出たら駄目よという指導をしていただいているのかもしれないんですが、この状

況につきまして、通学路として懸念箇所になってると思いますけども、その状況についてお伺いをいたします。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ご質問の市道につきましては、白鳳中学校の通学路になっており、令和6年度開催の通学路合同安全会議において、中学校より、路側帯の白線が薄くなっていることから再塗装の要望、また、それに加えて、ポールコーンの位置を白線上に移設してほしい旨の要望、また、以前から課題となっている、道路と路側帯が非常に狭いので道路を広げられないかという要望がございまして、道路管理者において対応を検討いただいております。ポールの移設につきましては、車道が狭いため、現状のままとする回答でございましたが、白線の再塗装につきましては、グリーンベルトと併せて現在塗装が完了しております。学校においては、路側帯が非常に狭い状況であることから、通行に注意をするよう生徒への指導を行っております。以上でございます。

**増田議長** 川村優子議員。

**川村議員** 現状、本当に安全性を大いに問われる、そんな箇所であるということでございますが、現在そうせざるを得ないという状況やということですね。こんなような状態で、結局道路も狭い。そして歩道も狭いと。要するに、それを、ポールをしなかったら、通学の間に非常に、白線を引いてあって、グリーンベルトと併せて、運転をする車側から見たときにはっきりしたものが見えない限り、なかなか徐行して行かないということをあえて啓発していただいているという策であるということは、今、ご答弁にありました。そうせざるを得ないという状況であるということは、こんな状態で通学すること自体が、もう本当に大変ご苦労も、その環境の中で、通学環境、学校環境の中で、保護者も心配であり、PTAのほうからもやっぱりそういった要望が出てると。これ、多分ずっとずっと出てると思います。今年度だけとか、そうじゃなくて、もう諦めてる状態で、気をつけて通りなさいよという状況だと思えます。

そして今、通学路という観点から、非常にその間は狭い。そこからは広がって、農村広場のほうに来ると歩道がちゃんと整備されてるので、中学生たちはその歩道を通して、そして、ちょうど公衆電話がある、学校に行く道に入るまではしっかりと歩道を通学して、横断歩道を渡って、そして学校のほうに入っていくというふうな流れはちゃんと守って、行儀よく通学をされてるということをお伝えさせていただきますけども、この場所、今、農村広場のところまで来ましたけど、その南側というのは當麻複合施設が今、工事でやってますけど、旧當麻文化会館ですね。今度は（仮称）當麻複合施設になりますけれども、その周辺が今回、商業施設の誘致も決まりまして、市長も肝煎りの、活性化する、そういったエリアが今誕生するわけでございますけれども、必ずその施設利用が増え、また商業施設の利用で人や車の往来は必ず増えます。この動線をどう見込んでおられるのかなというところに、安全性と利便性の両方から、その確保に向けてどのようなご配慮をいただいているのかということ、當麻庁舎の計画を持って、所管としての考え方を聞かせていただきたいと思えます。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

(仮称) 當麻複合施設周辺エリアの動線計画につきましては、それぞれの施設から駐車場までの距離感やバリアフリー対策、横断歩道の活用、複合施設と商業施設間のアプローチ、歩道と車道の分離などの項目について、安全性と利便性の両立に向けた検討を行っております。今後、活用事業者となるならコープとともに、複合施設の駐車場と商業施設の駐車場、農村広場の駐車場、それぞれの配置計画やスロープなどの配置、車両の動線と並行しない歩道の確保、歩道の着色といった配慮について協議を進めてまいります。

以上です。

**増田議長** 川村優子議員。

**川村議員** 今、答弁いただいたんですけど、当然、その周辺というのは、商業施設、それから複合施設、農村広場までの近いエリアをもって複合施設と商業施設と農村広場の出入口周辺だけの対策というふうな答弁であったと思います。私は今回、そういった狭い範囲ではなくて、この道をあえて示したのですけど、もう少し北、もうちょっと広域的に周辺を見渡したときに影響がないのかということ、あえて今回の當麻複合施設の整備計画、そして周辺の商業施設の誘致に伴って、もっと広域的に人の安全性と、そして道路の渋滞緩和も含めました車の動線というものをもっと考えていかなければいけないのではないかというふうに指摘をさせていただきたいと思います。

オープンするときに、本来166号線から入る車、進入、これはあり得ます。でも、今、當麻寺駅から来る車も想定できます。そういったときに、駐車場なんかはたくさん造っていただくようですけども、飲み込むのはいいんですけど、今度吐くときに、その流れが絶対に同じように外へはけていきますよね。そのはけていくときに、いろんな状況は想定できるんですけども、そういった流れというものも含めて、渋滞緩和とか、そして例えば、駐車場は入れると思いますけども、農村広場も使う、複合施設も使う、商業施設も、例えば安売りがあって、人が一気に午前中目がけてきます。こんなときにやっぱり渋滞というものが起こりますね。そうなってきたら、人は、路上駐車したらあかんよと思ってても、路上駐車したりするわけですね。そんなことも想像した中で、そういう渋滞緩和とか、そういったことについてどのように思ってもらっしゃるかということをお聞かせさせていただきたいと思います。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** まず、複合施設東面の南北道路部分において懸念されます渋滞につきましては、駐車場への出入りを円滑にするため、信号の交差点から遠い地点を入り口専用とし、近い地点を出口専用とするなど、出入口を分けて配置することや、駐車場内の動線を工夫することでその解消を図っていきたくて考えております。さらに、農村広場利用者が利用しやすいよう、広場内に新設する駐車場へも、安全性を含め、アプローチしやすいよう検討してまいります。また、駐車場の必要数につきましては、全体で約280台を整備する予定でございます。ただし、新しい施設のオープン当初は駐車場が飽和状態となる可能性があることから、路上駐車といった懸念につきましては、周辺施設と情報共有しながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

**増田議長** 川村優子議員。

**川村議員** そうですね。全体、もうちょっと広域的に考えていくということ、今言われるように、その周辺は非常に、出入口を分けて、今そういった公共施設、例えば学童保育なんかでも、朝の、それから認定こども園の送迎の車なんかも、入るところと出るところとうまく分けて、非常に流れがスムーズに警備員さんが誘導してくださってる。この成果というのは非常にあると私も認識してますので、遠く出入口を持って、中で車の通行を一方的にそちらのほうに誘導するというふうな考えはきちっと考えていただいていることについては、頑張っただけで想定していただいているなということのほうがええと思えますけれども、ただ、280台の車が、大体駐車場予定されてて、だいぶ今の駐車場に比べて2倍以上になってますよね。多分ね。2倍以上になってるということは、非常に今回はそういった対策取られてるので大丈夫かなという気もしますけれども、何せ商業施設の車の流れというのはなかなか読めないんですよ。

先日も私はあるスーパーに、たまたま安売りの広告が出てたので行ったんですよ。そして、もう幹線道路から渋滞で、そしてその交差点を左右に見たら、要するに、同じように目がけて来る車が、前からも、それから右折からでもずっと続いているので、今回、物価高騰の中でいろいろと目がけてくる消費者の心理というのは皆同じだなというふうに、これは主婦目線でそう感じたわけです。それほど同じようなことが同時に起こるといような事象をなかなか想定まではしにくいんですけども、ただ、広域的にいろんな整備をしないといけないと、なかなか、今言う通学、それから當麻周辺の生活者の安全、そんなことを今回は3つの観点から、周辺の地域の人の生活の安全のため、そして通学路の安全のため、そして當麻複合施設とその周辺の商業施設の誘致に伴うまちづくりとしてのその周辺整備としては、もうちょっと頑張っただけかかないと駄目なん違うかなと思うんですね。

ただ、そこには地権者さんとの買収の問題も出てくると思います。そのことに向けてなかなか一気にはいかないということも分かっています。ただ、その周辺の交通対策をもう一度、今回一番ビッグなことをされる整備計画を持って林本部長も答弁していただけてますけども、今、そういった努力は非常にうかがえますので、このことを、これからの整備手法、これをこれから計画に入れていかないといけないのではないのかなと思うんですけども、これは次の総合計画とも関連してきますけども、やはり財源もあります。こういったことについて、幾ら条件を口でそろえても、実現可能なかどうか、検討していただけるのかどうかというのを確認をさせていただかないといけないので、まちづくりとしての整備の必要な市道について、その進捗とか整備手法とか、検討なさってるのかということをお教えいただきたいと思えます。

**増田議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 市といたしましては、道路拡幅を必要とする箇所の地権者との交渉可能であるとの話を確認しております。事業化に向けて、奈良県担当課と道路の事業計画を進める上で必要となる内容について協議を進めているところでございます。

以上です。

増田議長 川村優子議員。

川村議員 では、當麻の複合施設と周辺のまちづくりという観点から、そのような、今、都市整備部のほうの、こういった、これから連携していかないといけないと言われたんですけども、お考えをもう一度聞かせていただきたいんですけども、にぎわいのあるまちづくりをするというところで、このことについてどれほど肝煎りで気持ちを入れていただいているか、答えていただきたいと思います。

増田議長 林本総務部長。

林本総務部長 （仮称）當麻複合施設周辺エリアの再編につきましては、立地適正化計画などの上位計画に基づきまして、當麻寺、磐城地区全体のまちづくりを推し進める一手として、課題のありました旧當麻庁舎を中心として施設の再編に着手してまいりました。新たな複合施設や商業施設が整備されることで、にぎわいのあるまちづくりの拠点が生み出されることとなります。今後も、にぎわいの拡大や継続に向けて、當麻寺駅からのアクセスや交通対策のみならず、周辺公共施設や観光施設も含めた関係部局との連携と改善の積み重ねに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

増田議長 川村優子議員。

川村議員 都市整備部としては、その狭小な道路についてどうしていくかということについても検討課題に入ってるというふうにお答えをいただきました。まちづくりとしてこれから整備が必要な市道としてどういうふうこれから進めていかなければならないかというのと、もう少し當麻寺駅周辺のエリアまで、その部分だけを拡幅してということをもちろんしていただきたいところなんですけども、もっとそこから當麻寺に行くまでのところの道路事情というのはそれほどよくないんですよ。ここをこれからどのように考えていかれるのかなというのは、非常に興味深いところなんですけども、なかなか一気にいかないのかなという思いはありますけども、やっぱりできたら、そういった計画をこれから立てていただきたい。市長も、本当にいろんなことを順次進めていっていただく中で、道というものが今度、大きく影響してくるだろうと思います。

最後に阿古市長に、當麻複合施設と周辺のまちづくり、そして広域的なエリアの安全性とか、全て住民の周辺道路の生活環境の整備ということを観点として、どのようにお考えか、ご答弁をいただきたいと思います。

増田議長 阿古市長。

阿古市長 当該路線の道路整備については、一部狭小区間の道路拡幅ではなく、當麻寺駅から複合施設、そして国道166号までの区間における整備が必要と考えております。また、複合化施設の商業施設が完成した後は、多くのにぎわいの創出が見込まれることから、交通アクセスの向上や歩行者の安全確保の観点から道路整備が必要と考えられます。事業化に際し、補助金制度を活用した道路整備を検討してまいります。

増田議長 川村優子議員。

川村議員 最初は、この狭小な道ということが、多分ほかの議員さんも、この道については、いろい

ろとこれまでも心配されてたと思います。でも、こういったにぎわいのあるまちができて、これからつくっていく中で、もうちょっと広範囲にそういった整備が必要やということに、市長も今、非常に前向きな答弁をいただきまして、ぜひ計画の中で事業計画として載せていただいて、進めて、令和10年に商業施設が完成するということでございますので、ぜひとも、この道、皆さんが安全に通行できるということを目指して、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

**増田議長** 川村優子議員の発言を終結いたします。

お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田議長** 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

なお、10日火曜日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集賜りますようお願いを申し上げます。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後3時22分